DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 目次


第一　総則に関する事項……一
第二　選挙権及び被選挙権に関する事項……一
第三　選挙に関する区域に関する事項……二
第四　選挙人名簿に関する事項……二
第五　選挙の種類及び期日に関する事項……五
第六　投票に関する事項……六
第七　開票並びに選挙分会及び選挙会に関する事項……九
第八　公職の候補者に関する事項……一〇
第九　当選人に関する事項……一二
第十　特別選挙及び同時選挙に関する事項……一四
第十一　選挙運動に関する事項……一六
第十二　選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附に関する事項……二一
第十三　争訟……二三
第十四　罰則に関する事項……二三
第十五　補則に関する事項……二三
第十六　公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律に関する事項……二三

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

## 凡例

法……公職選挙法
施行法……公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律
令……公職選挙法施行令
名簿に関する政令……公職選挙法の施行の後初めて行われる参議院議員の通常選挙の際調製する補充選挙人名簿及び船員基本選挙人名簿の調製の期日期間等に関する政令
則……公職選挙法施行規則
1 2 3 等……項を示す
① ② ③ 等……号を示す

# 公職選挙法改正要項

## 第一　總則に關する事項

一、この法律は日本國憲法の精神に則り、衆議院議員、參議院議員並びに地方公共團體の議會の議員、長、及び教育委員會の委員を公選する選擧制度を確立し、その選擧が選擧人の自由に表明した意志によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な發達を期することを目的とするものである。したがつて本法の解釋及び運營については、よく右の目的にそうよう配意しなければならない。（法一）

二、この法律は衆議院議員、參議院議員並びに都道府縣及び市町村の議會の議員、長、及び教育委員會の委員の選擧に適用される許りでなく、特別地方公共團體である特別市、特別區及び地方公共團體の組合の議會の議員、長及び教育委員會の委員並びに財産區の議會の議員の選擧にも適用されるものである。（法二）
しかし、一部事務組合の議會の議員及び長ならびに役場事務組合の議會の議員の議員選擧には適用されない。（法二六七自治法二八七）

三、參議院議員全國選擧管理委員會及び財産區の選擧管理委員會は廢止し（參議院）全國選出議員の選擧に關する事務は全國選擧管理委員會が管理し、財産區の議會の議員の選擧に關する事務は當該財産區の屬する市町村等の選擧管理委員會が管理することとなつた。（法五、二六八、令一四一2）

四、選擧に關する啓蒙宣傳は、選擧が行われる際許りでなく、常時行わなければならない旨明文の規定が設けられた。（法六）

## 第二　選擧權及び被選擧權に關する事項

一、地方公共團體の議會の議員、長及び教育委員會の委員の選擧權の要件である住所期間は、三ヶ月に短縮された。（法九2）
この期間の計算については、役場事務組合にあつては從前は、組合を組織する各町村間の住所移動については住所期間の通算を認めるものとされていたのが、通算しないように改められた。（令一三九）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二、天災事變等によつて、止むなく住所を移した者がその新住所地の市町村以外の市町村において特別選擧權を取得する制度は廢止された。（法九3）

三、準禁治産者並びに選擧及び投票に關する犯罪以外の犯罪に因り刑に處せられ執行猶予中の者は、選擧權及び被選擧權を有する事となつた。（法一一1）

## 第三　選擧に關する區域に關する事項

一、選　擧　區

選擧區制度については、概ね從前通りであるが、次のような改正が加えられている。

1　衆議院議員の選擧區の境界にわたつて新に設置された市の所屬選擧區は、全國選擧管理委員會が定めることになつた。（法一三2但書、令二2）

2　衆議院議員の選擧區の境界にわたつて、市相互間に境界の變更（市の設置を除く）があつた場合においては、選擧區も自ら變更するものであることが明記された。（令三）

3　郡市區域の設定又は廢止があつた場合に於ては、都道府縣の議會の議員の任期中においても二以上の郡市の區域を合せて一選擧區を設け又はこれを廢止若しくはその區域を變更することが出來ることになつた。（令四2但書）

4　都道府縣の議會の議員の任期中において、議員配當條例を變更することが出來る場合が明記された。（令五）

5　市町村の議會の議員の任期中において選擧區を設定し、廢止し若しくは變更し又は議員配當條例を變更することが出來る場合が明記された。（令八）

二、開　票　區

市の議會議員の選擧ばかりでなく市長及び市の教育委員會の選擧についても、市の選擧管理委員會は獨自の判斷によつて市の區域を分けて數開票區を設けることが出來るものとされた。（法一八3）

## 第四　選擧人名簿に關する事項

選擧人名簿については、その種類・調製の方法その他從前の制度に變更を加えられた點が少くないから左の事項に十分注意しなければならない。

一、選擧人名簿の種類

1　選擧人名簿の種類は、從前はいわゆる定時名簿、臨時名簿及び補充名簿の三種があつて、それ等の中、國の選擧には定時名簿及び臨時名簿、地方公共團體の選擧には定時名簿及び補充名簿並びに臨時名簿中いわゆる關係部分のみが用いられることになつていたが、本法においては、基本選擧人名簿及び補充選擧人名簿の二種類とせられ、かつ基本選擧人名簿の一種である船員の基本選擧人名簿が國の選擧のみに用いられるものである點を除いてはすべての選擧を通じてこれ等の選擧人名簿が用いられるのである。（法一九1二一5）

2　選擧人名簿の抄本は、地方公共團體の選擧に限らず、國の選擧に於てもこれを用いることが出來る。（法一九2）

二、基本選擧人名簿の調製

1　選擧人名簿登錄の要件である住所期間が三箇月に短縮された。（法二〇1）この事は住所の判定及び有權者の正確な把握に相當困難を加へる事になると思われるが、常に名簿の確實性を維持するよう努力せられたい。なほ役場事務組合における名簿の調製については、住所期間は、當該組合ではなく組合を組織する各町村における住所期間によるべきものとされた點に注意しなければならない。（令一三九）

2　住所認定の原則ないし基準については、從前と變るところがないが、唯病院その他の療養施設に入院加療中の患者に對しては、その入院加療中の場所にその住所があるものと推定してはならない旨の規定が設けられた。（法二七〇2）從つて入院加療中の者の住所の推定に關して入院前の住所家族の住所、その者が生活保護法の適用を受ける者である場合であればその保護を受ける地等を考慮して嚴正に認定すべきである。但し癩病患者については、從前通りの扱とせられたい。

3　選擧人名簿の樣式については、性別欄を設ける事とした外、單にその準則を定めるに止められた。（法二〇4則一）從つて選擧人名簿をもつて各種直接請求に於ける照合簿にかえようとする場合には、所要の照合欄を設ける事が出來る。

三、船員基本選擧人名簿の調製

1　船員基本選擧人名簿は、その職務の性質上やむなく陸上に一定の住所を有せず從つて一般の選擧人名簿に登錄される事が出來ない船員の選擧權行使を可能にするために新たに設けられたものであるが、地緣的關係を重視し一定の住所期間を

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二、天災事變等によつて、止むなく住所を移した者がその新住所地の市町村以外の市町村において特別選擧權を取得する制度は廢止された。（法九3）

三、準禁治産者並びに選擧及び投票に關する犯罪以外の犯罪に因り刑に處せられ執行猶予中の者は、選擧權及び被選擧權を有する事となつた。（法一一1）

## 第三　選擧に關する區域に關する事項

一、選　擧　區

選擧區制度については、概ね從前通りであるが、次のような改正が加えられている。

1　衆議院議員の選擧區の境界にわたつて新に設置された市の所屬選擧區は、全國選擧管理委員會が定めることになつた。（法一三2但書、令二2）

2　衆議院議員の選擧區の境界にわたつて、市相互間に境界の變更（市の設置を除く）があつた場合においては、選擧區も自ら變更するものであることが明記された。（令三）

3　郡市區域の設定又は廢止があつた場合に於ては、都道府縣の議會の議員の任期中においても二以上の郡市の區域を合せて一選擧區を設け又はこれを廢止若しくはその區域を變更することが出來ることになつた。（令四2但書）

4　都道府縣の議會の議員の任期中において、議員配當條例を變更することが出來る場合が明記された。（令五）

5　市町村の議會の議員の任期中において選擧區を設定し、廢止し若しくは變更し又は議員配當條例を變更することが出來る場合が明記された。（令八）

二、開　票　區

市の議會議員の選擧ばかりでなく市長及び市の教育委員會の選擧についても、市の選擧管理委員會は獨自の判斷によつて市の區域を分けて數開票區を設けることが出來るものとされた。（法一八3）

## 第四　選擧人名簿に關する事項

選擧人名簿については、その種類・調製の方法その他從前の制度に變更を加えられた點が少くないから左の事項に十分注意しなければならない。

一、選擧人名簿の種類

1　選擧人名簿の種類は、從前はいわゆる定時名簿、臨時名簿及び補充名簿の三種があつて、それ等の中、國の選擧には定時名簿及び臨時名簿、地方公共團體の選擧には定時名簿及び補充名簿並びに臨時名簿中いわゆる關係部分のみが用いられることになつていたが、本法においては、基本選擧人名簿及び補充選擧人名簿の二種類とせられ、かつ基本選擧人名簿の一種である船員の基本選擧人名簿が國の選擧のみに用いられるものである點を除いてはすべての選擧を通じてこれ等の選擧人名簿が用いられるのである。（法一九1二一5）

2　選擧人名簿の抄本は、地方公共團體の選擧に限らず、國の選擧に於てもこれを用いることが出來る。（法一九2）

二、基本選擧人名簿の調製

1　選擧人名簿登錄の要件である住所期間が三箇月に短縮された。（法二〇1）この事は住所の判定及び有權者の正確な把握に相當困難を加へる事になると思われるが、常に名簿の確實性を維持するよう努力せられたい。なほ役場事務組合における名簿の調製については、住所期間は、當該組合ではなく組合を組織する各町村における住所期間によるべきものとされた點に注意しなければならない。（令一三九）

2　住所認定の原則ないし基準については、從前と變るところがないが、唯病院その他の療養施設に入院加療中の患者に對しては、その入院加療中の場所にその住所があるものと推定してはならない旨の規定が設けられた。（法二七〇2）從つて入院加療中の者の住所の推定に關して入院前の住所家族の住所、その者が生活保護法の適用を受ける者である場合であればその保護を受ける地等を考慮して嚴正に認定すべきである。但し癲病患者については、從前通りの扱とせられたい。

3　選擧人名簿の樣式については、性別欄を設ける事とした外、單にその準則を定めるに止められた。（法二〇4則一）從つて選擧人名簿をもつて各種直接請求に於ける照合簿にかえようとする場合には、所要の照合欄を設ける事が出來る。

三、船員基本選擧人名簿の調製

1　船員基本選擧人名簿は、その職務の性質上やむなく陸上に一定の住所を有せず從つて一般の選擧人名簿に登錄される事が出來ない船員の選擧權行使を可能にするために新たに設けられたものであるが、地緣的關係を重視し一定の住所期間を

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



選擧權の要件とする地方公共團體の選擧には、用いる事が出來ない。

2 船員基本選擧人名簿は、住所地によつて選擧人の所屬選擧區を決定する現行制度の重大な例外をなすものであり、又一方船員の不在者投票に關する制度の改善により船員基本選擧人名簿に登録されなくとも、船員の投票は、いちぢるしく保障される事になつたから、陸上に住所を有する船員までも本名簿に登録するようなことのないよう嚴重に注意し且つ本制度の趣旨を徹底しなければならない。

3 船員基本選擧人名簿登録の要件は、（一）船員法第一條にいう船員であること、（二）陸上に一定の住所を有しない者である事、（三）三ケ月以來同一船舶所有者に雇傭されている者であること及び（四）當該船員の雇用主である船舶所有者が登記された事務所を有する事であるが（法二一1、令一〇、一一）これ等の中認定の最も困難な住所要件については當該船員の宣誓、當該船員が從前選擧人名簿に登録されていたかどうか等を參考として具體的に判定する外はないと思われる。一般的に言えば、少くとも陸上に一定の住所を有する妻子のある者についてはそれ等の者の住所をもつて當該船員の住所と認定すべきであり、又、父母その他密接な生活關係を有する者のある者については、それ等の者の住所が當該船員の住所と一應推定を受けるのである。

4 船員基本選擧人名簿の調製に當つては、船員の申出、船舶所有者の船員名簿提出等、關係者の協力を求めなければならないが、これらの者に對してもよく右の趣旨を傳えて、誤のない事を期さなければならない。（法二一2、令一二）

5 船員基本選擧人名簿は一般基本選擧人名簿の一部であつて、縱覽・確定等の手續については全く同樣であるが、その樣式を異にし、必ず別冊として調製しなければならない。（法令二一1、令一三2、則一）

四、補充選擧人名簿の調製

1 いわゆる特別選擧權者の登録については、選擧權取得の申出によつて當然これを登録すべきものとし、補充選擧人名簿に登録のために特別の申請をする必要はないものとされた。（法二六2）

2 補充選擧人名簿は、一般には選擧の期日の公示又は告示の後に調製すべきもので、選擧人の年齢及び住所期間は、選擧期日によつて計算すべきものであることは從前と同樣であるが、（法二六）來るべき六月の參議院議員の通常選擧における補充選擧人名簿は、政令で定める日即ち五月五日現在で調製し、年令及び住所要件も同日現在によつて計算すべきものである。（施行法一六、名簿に關する政令一）

3 船員の基本選擧人名簿に對する補充選擧人名簿は、一般にはこれを調製しないのであるが、特に來るべき六月の參議院議員の通常選擧の際には、一般の補充選擧人名簿調製の期日により、船員の基本選擧人名簿（臨時船員基本選擧人名簿という。）を調製することとなつている。（施行法一七、名簿に關する政令一—四）

五、選擧人名簿の確定、整理等

1 選擧人名簿の確定の時期、方法等については、從前と同樣であるが、確定した場合には、市町村の選擧管理委員會は、直ちにその登録者の總數を都道府縣の選擧管理委員會に報告すべきものとされ（令二二）、その代りに、從來のように選擧人名簿の寫を提出する必要がない。

2 確定名簿に登録された船員に對しては、選擧人名簿登録證明書を交付しなければならない（令一四、1、2）。なお、この證明書は、船員手帳にはりつけて置かなければならない。（令一四3）

3 確定名簿の修正は、確定判決があつた場合の外、二重登録及び死亡の場合にもしなければならない。（法二五2、令一八1）

4 選擧人名簿に登録された者が、選擧權を失い又は他の市町村に住所を移した場合等には、從來通り附箋整理をしても差支えないが選擧人名簿の備考欄等に直接記入して、その旨を表示してもよい。（令一八2）

## 第五　選擧の種類及び期日に關する事項

一、衆議院議員の選擧

1 任期滿了による衆議院議員の總選擧は、參議院議員の通常選擧と同樣に、原則として任期滿了の日前三十日以内に行うべきものとされた。（法三一1、2）

2 再選擧及び補欠選擧は、これを行うべき事由が生じた日から四十日（從前は三十日）以内に行うべきものとされたこと（法三四1）

3 選擧の期日は、參議院議員の選擧の場合と同樣に、少くとも三十日前までに公示又は告示しなければならないこととな

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

つた。（法三一4、三四6）

二、参議院議員の選挙

参議院議員の選挙については、その再選挙及び補欠選挙についてこれを行うべき事由が生じた日から四十日（従前は三十五日）以内に行うべきものとされた外は、これを行うべき期日、その期日の公示又は告示の日等すべて従前の通りである。（法三二、三四1、6）

三、地方公共團體の議會の議員の選挙

1　地方公共團體の議會の議員の總選挙は、一般選挙と呼ぶこととし、任期滿了に因る一般選挙は、必ず任期滿了の日前三十日以内に行うこととなつた。（法三三1）

2　地方公共團體の議會の解散に因る一般選挙は、解散の日から四十日（従前は六十日）以内に行う。（法三三2）

3　地方公共團體の議會の議員の任期滿了に因る一般選挙及び解散による一般選挙以外の一般選挙、再選挙及び補欠選挙はこれを行うべき事由が生じた日から五十日以内（従前は六十日以内）に行うべきものとされた。（法三四1）

四、地方公共團體の長の選挙

地方公共團體の長の選挙については、その任期滿了による選挙は、必ず任期滿了の日前三十日以内、その他の選挙は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に行うべきものとされた外は、従前と同様である。（法三三1、三四1）

五、教育委員會の委員の選挙

1　教育委員會の委員の通常選挙は、これを定例選挙と呼び、必ず任期滿了の日の翌日に行うのである。（法三三6）

2　教育委員會の委員の再選挙及び補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に行うべきものとされた。（法三四1）

## 第六　投票に關する事項

一、選挙の當日投票所における投票の手續及び要件

1　投票立會人は、すべての選挙について、衆議院議員の選挙の場合と同様に市區町村の選挙管理委員會が選任することになつた。（法三八）

2　交通至難の島その他特別の事情のある地域に在る投票所については、市町村の選挙管理委員會は、都道府縣の選挙管理委員會の承認を得て、投票所閉鎖の時刻を、二時間の範圍内において、繰り上げ又は繰り下げることができることとなつた。（令二七）

但し、その運用については、濫に流れることのないよう十分注意しなければならない。

3　いわゆる入場券の交付は、棄權防止、選挙人名簿の脱漏の發見等に効果があるので、經費の點においてその實行が困難である場合その他特別の事情がない限り、なるべくこれを交付するように努力しなければならないものとされた。（令三一1）

4　船員に投票用紙を交付する際には、船員手帳の呈示を求め、他の市町村において不在者投票用紙の交付を受けたかどうかを點檢した後に投票用紙を交付し、船員手帳にはりつけた選挙人名簿登録證明書の所定欄に「交付」と記入しなければならない。（令三五2）。船員について特にこのような措置を規定したのは、船員不在者投票制度を擴充したことのやむを得ない結果ではあるが、船員手帳を所持しないために投票を拒否されることがないように周知徹底に努められたい。

5　自ら候補者の氏名を書くことができない者、いわゆる文盲の者に對して、代理投票の方法によつて投票をすることが認められた。（法四八）

6　代理投票の假投票の場合には、代理投票である旨の印を押すことにかえて、選挙人に代つて投票用紙に候補者の氏名を記載した者の氏名を假投票用封筒の表面に記載すべきものとされた。（令四一4）

7　投票錄の様式が簡略化された。（則一四）

二、不在者投票の要件

監獄（刑務所　又は代用監獄（警察署）に拘禁中の刑事被告人及び被疑者、勞役場に留置中の罰金又は科料の刑に處せられた者並びに少年院に收容中の保護處分に付された者に對して不在者投票が認められた。（法四九3）

三、不在者投票の手續

1　不在者投票の手續については、きわめて重要な改正が加えられ、その手續は、益々複雜精密の度を加え、更にその手續

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

の管理執行部面を私人に委囑することも多くなつたので、常に嚴正公平を失うことがないよう指導に萬全を期さなければならない。

2 不在者投票の管理者は、不在者投票管理者と呼ぶこととし、總トン數二十トン以上の船舶（漁船にあつては總トン數三十トン以上のもの）に乘船中の船員、都道府縣の選擧管理委員會の指定する病院（指定は差し當り概ね五十人の患者を收容する施設を有する病院とする。）に入院中の患者、監獄、代用監獄又は少年院に收容中の者の不在者投票管理者には、原則としてそれぞれ當該船舶の船長、病院の院長、監獄の長、代用監獄の管理者又は少年院の長がなるのであるが、（令五五2、3）これは投票人の便宜を考慮して設けられた制度であつて、選擧手續に不馴な一般民間人に投票管理の重要な仕事を委囑することになるから、濫に流れて弊害を生ずることのないよう、特に指導上萬全を期せられたい。

3 投票用紙及び同投票用封筒の請求に關しては、病人等については同居の親族による代理請求、船員入院患者、及び監獄代用監獄又は少年院に收容中の者については、それらの者の不在者投票管理者となるべき船長、病院長、監獄の長、代用監獄の管理者、又は少年院の長が、選擧人の依頼により、代つて、まとめて請求することができることとなつた。（令五〇4、5、五一2）この場合においては、選擧人の依頼があつた者の證明書を徵する必要がある。

4 右の代理人による請求をするかどうかは全く選擧人の自由であるが、唯不在者投票管理者によつて代理請求をする場合には、不在者投票の事由に該當する旨の證明書の提出を委せず、又不在者投票證明書も常に交付されないから、投票の手續において、差異を生ずる點に注意しなければならない。（令五二1、五三2）

5 船員の不在者投票の手續については、更に次のような特例が設けられている。

（イ） 船員は、選擧人名簿に登錄されている市町村以外の市町村で全國選擧管理委員會が指定する市町村「管海官廳又はその支所若しくはその出張所のある市町村、當該市町村長が管海官廳の職務を代行する市町村その他船舶の出入が多く全國選擧管理委員會が特に必要と認めて指定した市町村（執行規則別表第五參照）」において、投票用紙を請求することができるものとされたこと。（令五一）この場合において當該市町村の選擧管理委員會が交付すべき投票用紙は、規則第五條第二項に基く別記第六號樣式によつて、都道府縣の選擧管理委員會がこれを調製し、常時當該市町村に配付しておかなければならない。



（ロ） 右の方法による投票用紙の請求は、普通の基本選擧人名簿又は補充選擧人名簿に登錄されている船員にあつては、地方公共團體の選擧についても利用することができるものであり、從つて右の市町村においては、常時投票用紙を保管し、請求があればいつでも交付しなければならないから、投票用紙の保管及び交付の取扱について特に愼重を期すべきである。

（ハ） 船員が不在者投票用紙を請求する場合には、必ず船員手帳を呈示して、選擧人名簿登錄證明書に所定事項の記入を受けなければならない。（令五〇6、五一）

6 投票記載の手續については、新たに、船長、病院長等市町村の選擧管理委員會の委員長以外の不在者投票管理者の管理する場所において記載することが認められたのであるが、その手續は、概ね從前と同樣である。但し、これらの場合には不在者投票證明書を所持する者と所持しない者とがあり得ること、及び船舶、病院、監獄等に在る者が身體の故障のため不在者投票管理者の管理する投票記載の場所に行くことができない場合の特例が設けられていることに注意しなければならない。（令五九5）

7 不在者投票は常に一般の投票期日の前日までにしなければならないこととされた。

8 不在者投票に關するてん末書は、不在者投票に關する調書と改められ、その樣式を簡略化されたこと。（令六一施行規則一四、別記第二十五號樣式）

## 第七 開票並びに選擧分會及び選擧會に關する事項

開票並びに選擧分會及び選擧會の手續については、概ね從前の通りであるが、次の諸點において實質的に改正されたので注意しなければならない。

1 開票立會人となるべき者及び選擧立會人となるべき者の届出期限は、すべての選擧を通じて、ともに選擧の期日前三日までである。（法六二、七六）

2 投票點檢匿の制度が廢止された。

3 投票の効力の決定に際しては、なるべく選擧人の意思を尊重して、無効投票を少くすべき旨の規定が設けられた。（法

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



4 法によつて現職のまゝ候補者となることを禁示されている公職に在る者の氏名を記載した投票は、無効である旨が明記された。(法六八)

5 開票録及び選擧の様式が簡易化された。

## 第八　公職の候補者に關する事項

一、立候補の届出

1 立候補の届出期限及び補充立候補の届出期限は、參議員全國選出議員の選擧にあつては從前通り選擧の期日の二十日前及び十日前まで、その他の選擧にあつては、すべて衆議院議員の選擧の場合と同樣に選擧の期日の十日前及三日前までゞある。(法八六123)

2 立候補届出書には、新たに候補者の本籍、當該選擧の公職との兼職を禁止される職にある者については、その職名及び地方公共團體の長の選擧の候補者については、當該地方公共團體との請負關係の有無を記載しなければならない。(八八1)

3 推薦届出書には、當該推薦届出人が選擧人名簿に登錄されている者である旨の市町村の選擧管理委員會の證明書を添付しなければならない。(令八八2)

4 立候補届出書には、候補者の所屬黨派別に關し、當該政黨その他の政治團體の證明書を添付しなければならない。(令八八7)

5 公務員が現職のまゝ立候補する場合及び退職申立後五日以内に立候補する場合には、それぞれ所要の證明書又は說明書を添付しなければならない。(令八八6)

6 立候補届出書の記載事項に異動を生じた場合には、直ちに文書をもつてその旨を届け出なければならない。(令八八8)

7 町村の選擧の候補者を除く外、候補者が選擧期日前十日以内に候補者であることを辭する場合においては、辭退届書に常に辭退の理由を記載しなければならない。(令八九2)

8 候補者は現職のまゝ當該選擧の候補者となることができない公職についた場合においては、直ちにその旨を届け出なければならない。(令九一)

二、立候補の制限

立候補の制限に關しては、從前の衆議院議員の選擧と比較してその範圍も縮少され、且つ、明確にされたが、その他の選擧については、新たに廣汎な制限が課せられることになつたので、その周知徹底に努めなければならない。

1 地方公共團體の同時選擧において、一の選擧の候補者となつた者は、同時に他の選擧の候補者となることが出來ない。(法六七3)

2 國又は地方公共團體の公務員は、特に規定する者の外は、原則として(即ち任期滿了に因る選擧において、當該公職にある者が更に立候補する場合を除く)在職中、公職選擧法のすべての選擧の候補者となることができないものとされたのである。(法八九、令九〇)が、國家公務員法による立候補の制限との關係に注意しなければならない。

3 日本國有鐵道の役職員、日本專賣公社の役職員のように國又は地方公共團體の公務員でない者は、法律によつて本法の公職と兼ねることを禁止されていても、現職のまゝの立候補は、禁止されない。

4 本法の規定によつて現職のまま立候補することを禁示される公務員が、立候補の目的をもつて退職の申出をした場合においては、その申出の日から五日以内にその職を辭することができないときは、他の法令の規定にかかわらず五日に相當する日に當然退職することとされた。(法九〇)

三、供　　託

1 供託金の額は、從前の五倍又は六倍に引き上げられた。(法九二)

2 都道府縣及び市の教育委員會の委員の候補者については、選擧人の連署による人的保證の制度が廢止されて、それに代えて供託金制度が採用された。(法九二)

3 町村の長が教育委員會の委員の選擧については、選擧人の連署の制度が廢止された。しかし供託金の制度は採用されていない。

4 供託金の沒收については、參議院地方選出議員の選擧における沒收點を從前の十分の一から八分の一に高めた外、參議

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



院地方選出議員又は教育委員會の委員の選擧において、選擧すべき議員又は委員の數が通常選擧又は定例選擧におけるその定數よりも多いときは、選擧すべき議員又は委員の數を以て有効投票の總數を除して得た數を基準とするものとされた。（法九三③但書、⑥但書）

四、公營經費の分擔

選擧公營の擴充に伴い、參議院議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選擧についても、衆議院議員の選擧におけると同樣に、公營費の分擔の制度が採用された。（法九四）

## 第九　當選人に關する事項

一、法定得票數

1　參議院地方選出議員の法定得票數を從前の四分の一から六分の一に低め、且つ選擧すべき議員の數が通常選擧における定數よりも多いときは、選擧すべき議員の數をもつて有効投票の總數を除して得た數を基準として定めるものとされた。（法九五③）

2　教育委員會の委員の選擧についても法定得票數の制度が設けられた。（法九五③）

二、無投票當選

無投票當選確定の時期は、投票當日投票開始の時刻によるものとされた。（法一〇〇1）

三、當選の効力

1　當選の効力は、當選人の住所及び氏名の告示の日から當然に發生し、當選の辭退は認められないこと〻なつた。（法一〇二）

2　當選人で、法律により當該選擧の公職と兼ねることのできない職又は地方公共團體に對して請負關係（地方公共團體の長の選擧の場合に限る）にある者は、當選の告知を受けた日から五日以内にその職を辭した旨又は請負關係を有しなくなつた旨の届出をしないときは、當選を失うものとされた。なおこの場合において、公務員である當選人が退職の申出をした場合においては、法令の規定にかゝわらず、その申出の日に當然退職の効果が發生するものとされた。但しこの退職の特例は、日本國有鐵道、及び日本專賣公社の役職員のように、公務員でない者の退職については適用されないことに注意しなければならない。（法一〇三、一〇四）

3　當選證書は、當選人の住所及び氏名の告示と同時にこれを交付すべきことを原則とし、唯當該選擧の公職との兼職を禁止される職又は請負關係にある當選人に對しては、その職を辭した旨又は請負關係を有しなくなつた旨の届出のあつたときこれと同時に交付すべきものとされた。

四、繰上當選

1　當選人が死亡者である場合、當選人が選擧の期日後に被選擧權を有しなくなつた者である場合及び當選人が當該選擧の公職と兼ねることの出來ない職又は請負關係にあるために當選を失つた場合における繰上當選については、地方公共團體の長の選擧において決戰投票を行つた場合同點者についてのみこれを認めるものとされたことの外は、從前と同樣である。（法九七1）

2　當選人が選擧犯罪に處せられ當選を失つた場合、當選人がその選擧運動費用の法定額超過に因つて當選を失つた場合及び當選人がその選擧運動總括主宰者の選擧違反又はその出納責任者の報告義務違反に因つて當選を失つた場合並びに議員、長又は委員が欠けた場合における當選人の繰上補充については、その要件が次の樣に改正されたことに注意しなければならない。

一　衆議院議員、參議院議員及び地方公共團體の議會の議員にあつては、その事因が選擧の期日から三箇月以内に生じた場合においては、法定得票數を得た次點者があるとき、（法九七2、一一二1）三箇月經過後に生じた場合においては得票同數でくじにより當選人とならなかつた者があるとき。

二　地方公共團體の長にあつては、その事由が當該長の任期中に生じた場合において得票同數でくじにより當選人とならなかつた者があるとき。（法九七3、一一二2）

三　教育委員會の委員にあつては、その事由が當該委員の任期中に生じた場合において法定得票數を得た者があるとき。（法九七4、5、一一三3、4）

3　教育委員會の委員の繰上補充については、右のように期間の制限が設けられなくなつた代りに從前の委員會における補

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



充委員選任の制度が廃止された。但し、繰上補充によつて當選人となつた委員は、補充委員とし、その任期は從前の補充委員と同じく直近に行われる定例選擧の期日の前日までとされた。（法二六〇3）

4 參議院議員又は教育委員會の委員の選擧について、在任期間を異にする議員又は委員の選擧を合併して行つた場合において、在任期間の長い方の議員若しくは委員又はその當選人について、繰上補充の事由が生じたときはまず在任期間の短い議員若しくは委員又はその當選人の中からこれを補充し、それに因つて生ずる在任期間の短い方の議員若しくは委員又はその當選人の不足を當選人とならなかつた者から繰上補充するか、或は再選擧又は補欠選擧によつて補充するものとされた。（法一一五5、9）

## 第十　特別選擧及び同時選擧に關する事項

### 一、再　選　擧

1 教育委員會の委員の再選擧は、從前は當選承諾期限經過後は行われない（補充委員選任による）ものとされていたのが、一人の當選人の不足を生じた場合においても、直ちに再選擧を行うように改められた。（法一〇九）

2 都道府縣の議會の議員の再選擧は、當選人の不足數が議員の欠員の數を通して二人に達しなければ（但し、議員定數一人の選擧區を除く。）行われない。（法一一〇）

3 當選人の不足に因る地方公共團體の議會の議員の再選擧については、これを行うべき事由に該當しなくとも、當該區域において地方公共團體の他の選擧が行われる場合には、必ず（但し、他の選擧の期日の告示後に當選人の不足に關する通知があつた場合を除く。）これと同時に再選擧を行うべきものとされた。（法一一〇2）

4 選擧の期日後再選擧の期日までに選擧區（選擧區がない場合には選擧を行うべき區域）、投票區又は開票區に異動があつた場合においては、選擧の一部無効に因る再選擧にあつては從前のそれらの區域、その他の事由による再選擧にあつては再選擧の期日現在におけるこれらの區域によることとなつた。（令一三〇、一三一）。但し、このことは、勿論都道府縣又は市町村の境界の變更に因り當該選擧の選擧權を有しなくなつた者に投票させることを意味するものではない。

### 二、補　欠　選　擧

1 地方公共團體の議會の議員及び教育委員會の委員に欠員が生じ、又は地方公共團體の長が欠けた場合の通知に關する規定が整備された。（法一一一）

2 都道府縣の議會の議員の補欠選擧は、欠員の數が當選人の不足數を通じて二人に達しなければ（但し、議員定數一人の選擧區を除く。）行わない。（法一一三）

3 地方公共團體の議會の議員の補欠選擧については、議員の欠員の數がこれを行うべき事由に達しなくとも、當該區域において地方公共團體の他の選擧が行われる場合には、必ず（但し、他の選擧の期日の告示の後に欠員に關する通知があつた場合を除く。）これと同時に補欠選擧を行うことになつた。（法一一三2）

4 總選擧、通常選擧又は一般選擧の期日の後補欠選擧の期日までに選擧區（選擧區がない場合には選擧を行うべき區域）投票區又は開票區に異動があつた場合においては、常に補欠選擧の期日におけるそれらの區域によることになつた。（令一三〇）

5 地方公共團體の議會の議員の任期中における定數增加による選擧は、補欠選擧に準じて扱うべきものである。（法二六〇2）

### 三、地方公共團體の議會の議員又はその當選人がすべてない時一般選擧

地方公共團體の議會の議員又は當選人がすべてないとき又はなくなつたときは、補欠選擧又は再選擧を行わず、一般選擧の選擧を行うべきであることは從前と同樣であるが、補欠選擧又は再選擧の期日を告示した後においてその事由が生じた場合においても、選擧の期日前であればその告示を取消して一般選擧を行うべきものとされたことに注意しなければならない。（法一一六）

### 四、決　選　投　票

1 市長村長の決選投票も都道府縣知事の決選投票と同じく當選人がない旨の告示の日から十五日以内に行うべきものとされた。（法一一七1）

2 決選投票の投票管理者、開票管理者、選擧長及びこれらの者の職務代理者、投票立會人、並びに投票所、開票所及び選擧會の場所には、元の選擧におけるこれらの者又は場所をもつて當然にこれに充るものとされた。（令九四、九五、九六）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



3 開票立會人及び選擧立會人には、決選投票の候補者が欠員選擧の際届け出たものが當然になるものとされ、改めて届け出る必要はないものとされた。（令九五2）

五、同時選擧

1 教育委員會の委員の選擧と地方公共團體の議會の議員又は長の選擧との同時選擧が認められた。（法一一九）

2 地方公共團體の議會の議員の數又はその當選人の不足數が補欠選擧又は再選擧を行うべき事由に達しなくても、當該地域において地方公共團體の他の選擧が行われる場合には、必ずそれらの選擧を同時に行わなければならないことになつた。（法一一〇2、一一三2）

3 投票用紙は、各選擧別にこれを調製すべきものとされた。（法一二三、令九七）

## 第十一 選擧運動に關する事項

選擧運動の方法に關する改正は、きわめて複雜多岐にわたるので、十分檢討して周知徹底と運用に萬全を期さなければならないが、特に新聞紙及び雜誌の評論の自由と選擧運動との關係については、新たな問題でもあるので、特別の注意を拂われたい。

一、選擧運動の時期及び手段等の制限

1 事前運動が禁止されることは從前と同樣であるが、選擧當日における選擧運動も、すべての選擧を通じ、原則として禁止されることになつた。（法一二九、一三二、一四七2本文）

2 選擧事務所の數については、參議院議員の選擧についても新たに制限を加えるものとされた外、その他の選擧については、その數に多少の增減が加えられた。（法一三一、令別表第三、第四、第五）

3 戸別訪問は、候補者については、相當程度認められることになつたが、戸別になされる演說會の告知、候補者の氏名又は政黨その他の政治團體の名稱を言いあるく行爲等戸別訪問類似の行爲は、明文をもつて禁止されることになつた。（法一三八）

4 教育者の地位を利用して行う選擧運動の禁止の內容を改めるとともに、選擧運動に關する飲食物提供の禁止並びに、選擧運動のために主として使用される自動車、擴聲機及び船舶の數に關する制限が、衆議院議員の選擧以外の選擧にも及ぼされることになつた。（法一三七、一三九、一四一）

二、言論による選擧運動の制限

屋內演說會の開催、街頭演說、いわゆる挨拶行爲又は個々面接その他言論による選擧運動は、原則として自由なのであるが例外的に次に述べるような禁止又は制限が設けられているので注意しなければならない。

1 公營による立會演說會開催の當日は、その會場から三町以內の區域においては、選擧運動のために演說會を開催し、又は街頭演說をすることができない。（法一六五）

2 國、地方公共團體、日本國有鐵道又は日本專賣公社の所有し若しくは管理する建物及び汽車、電車等の公共的な交通機關並びに病院等特殊な建物又は施設內において、選擧演說をすることは、特に公營によつて認められるものの外は禁止される。（法一六六）

3 言論による選擧運動といえども、費用の支出を伴うものは（電話による選擧運動を除く。）出納責任者の承諾を得なければ行うことができない。（法一八七1）

三、文書圖畫による選擧運動の制限

文書圖畫による選擧運動の制限は、從前に比較すれば相當に緩和されたが、言論による選擧運動に比較すれば制限はなおきわめて嚴重で、法が特に認めたものの以外には、これを頒布し、又は掲示することができない。特に左の二點に注意されたい。

1 使途を限定されない選擧運動用ポスターには、從前と同樣に、當該選擧に關する事務を管理する選擧管理委員會の檢印を受けなければならないのであるが、ポスターの枚數が增加された上、參議院全國選出議員の候補者のポスターについても、候補者の希望により都道府縣の選擧管理委員會が檢印すべきものとされたため、（法一四四2）都道府縣の選擧管理委員會の負擔はきわめて大きいものと予想されるが、格段の努力と工夫によつてその任を果されたい。なおポスターの表面にはこれを掲示するものの氏名及び住所を記載しなければならない。（令一一〇）

2 右のポスターで投票所を設けた場所の入口から約一町以內の區域に掲示されたものは、都道府縣又は市町村の選擧管理

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

委員會において、選擧の當日、これを撤去しなければならないものとされた。（法一四七2但書）。これは場所によつて、ほとんど不可能に近いまで困難である場合も予想されるが、要するに各候補者に對して公平になることを旨とし、人的又は予算的能力の許す限り市町村の選擧管理委員會において努力するように致されたい。

四、新聞紙又は雜誌の報道及び評論の自由

1　選擧運動の制限に關する諸規定の例外として、新聞又は雜誌が選擧に關し報道及び評論を掲載する自由を有することを認めたことは、（法一四八1）、これは新聞紙及び雜誌が社會の公器である性格に鑑みて、その自由な活動を制限することが望ましくないと考えられたためである。

2　新聞紙及び雜誌の定義或は範圍は、法律的には明確でないが、右の立法趣旨を考慮し、社會通念によつて定めるべきものである。

3　又右の立法趣旨に鑑み、新聞紙又は雜誌を頒布し又は掲示することができる「新聞紙又は雜誌の販賣を業とするもの」とは、それを營業としている者に限定すべきではなく、單に反覆繼續的にそのような行爲を行う者という意味と解すべきものである。（法一四八2）

4　しかし新聞紙又は雜誌は、これを一定の場所に掲示することを本來の目的とするものでなく、從つて法がこれらの掲示を認めたのは積極的にこれを助長する趣旨ではなく、單に新聞紙又は雜誌の頒布の附隨的行爲として從來から通常掲示されていた場所に掲示することを禁止しないという消極的な意義を有するに止まるものである。

5　從つて選擧運動に關する報道及び評論を掲載した新聞紙、又は雜誌を掲示する場所は、左記の基準により山梨縣の選擧管理委員會においてこれを指定する。

記

第一　新聞紙を掲示することができる場所

新聞の種類によつてそれぞれ左の通りとする。

一、一般商業新聞については、當該新聞を發行する會社の本社、支社、支局（個人が發行する新聞については主たる事務所その他の事務所）及び販賣店の店頭等で當該新聞を掲示することを常例としている場所。



二、政黨その他の政治團體、勞働組合、文化的目的で結成された諸團體等の發行する機關紙については、その本部支部及びその他の事務所で當該新聞を掲示することを常例とする場所。

三、いわゆる業界新聞については、當該新聞を發行する團體等の主たる事務所及びその他の事務所並びに販賣店の前等で當該新聞を掲示することができる場所

第二　雜誌を掲示することを常例とする場所。

雜誌の發行所及び販賣店で雜誌を掲示することを常例とする場所。

五、選擧運動の公營

（一）新聞廣告

新聞廣告の公營は、衆議院議員、參議院議員及び都道府縣知事の選擧についてこれを認めるものとし、その回數は一回（參議院全國選出議員の候補者に限り二回、但し本年六月執行の通常選擧においては一回）その寸法は全國選擧管理委員會の定める大きさに限定されるが、新聞紙の種類は制限されない。（法一四九）

（二）ラジオ放送

政見放送及び經歷放送については、衆議院議員の選擧の外、參議院議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選擧にもこれを認めることゝされたが、その方法については概ね從前と同樣である。（法一五〇、一五一）

（三）公營の立會演說會

立會演說會は、衆議院議員の選擧の外、參議員地方選出議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選擧についてもこれを行うべきものとされたのであるが、その方法において從前の制度と異なるところがあり、又他の演說會の制限が撤廢された點においても運營上顧慮すべき點があるので、これ等を考慮し更に從來の經驗を生かして、その運用に萬全を期せられたい。

1　候補者以外の者の代理演說の回數が增加されたこと。（法一五四2但書）

2　立會演說會の開催計畫の樹立に際しては、政黨又はその支部の代表者の意見を聽くことは任意とされたが、なるべくその意見を聽くことが望ましい。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



3　個人演說會の開催が自由にされた關係上、立會演說會の回數は必ずしも從前のように多くすることを要しない。又なるべく一つの立會演說會において全候補者を演說させることが望ましいが、候補者の數が非常に多く予想される場合には、從前と同樣に一市町村又は一單位ごとに二回以上立會演說會を開催しなければならない。

4　立會演說會の參加の申込は從前と異なり、個々の會場ごとにするのであるが、一市町村又は一單位において二回以上立會演說會が開催される場合においても、同一の候補者は一回以上することはできないのであるからこの場合には希望の順位を定めて申込をしなければならない。（法一五六）ので（勿論地理的關係等から第二順位以下の希望を附さなくともさしつかえないし又同一日時に二以上の立會演說會に參加できるようになつた場合における選擇の順位を定めることもできる）特にその旨周知させる必要がある。

5　立會演說會告知のための掲示は、一市町村又は一單位について五十箇所以上にしなければならないこと。（法一五八1）及び演說會場の秩序推持に關する規定が新たに設けられたので（法一五九）從來の經驗に鑑みて適切な措置を講ぜられたい。

四、公營施設を使用する個人演說會

公營施設を使用して行う個人演說會は、從前の衆議院議員選擧法及び同法施行令における制度と選擧運動等の臨時特例に關する法律及び同法施行令における制度との折衷的な制度であるので、次に述べる諸點に留意して運用に遺憾のないようにせられたい。

1　演說會の回數に制限がないこと並びに演說會の告知及び表示等に關する公營が行われないことを除いては、選擧運動等の臨時特例法に基く制度と概ね同一である。

2　個人演說會開催の申込先と（市町村選擧管理委員會）その開催の可否を決定するもの（施設の管理者）とが異ることに因つて生ずる不都合を是正するために、市町村の選擧管理委員會は、施設の管理者に對して個人演說會を開催することのできる日時の予定表の提出を求めることができるものとしたのであるが（令一一八）これを活用して候補者の便宜を圖られたい。

3　個人演說會開催に當つて納付すべき費用の額は、市町村の選擧管理委員會の承認を得て個人演說會の施設の管理者が定めるのであるが、市町村の選擧管理委員會が右の承認を與えるに際しては、あらかじめ都道府縣の選擧管理委員會に協議しなければならない。（令一二一）それは公營の趣旨に鑑みて候補者の負擔を最小限度に止めるとともに、國又は地方公共團體の財政的負擔をも考慮したものであるから、當該施設及びこれになすべき設備の程度をも考へ合せて合理的に定める樣措置されたい。

五、選擧公報の發行

掲載文の字數が五百字（但し本年六月執行の參議院の通常選擧に限り三百字）に增加されたこと以外は從前と同樣である。（法一六七、一六八2）

六、候補者の氏名等の掲示

候補者の氏名等の掲示については、その掲示の場所が、參議院全國選出議員の場合（一投票區一箇所）を除く外、すべて一投票區につき三箇所以上五箇所以內とされたこと。（法一七三2）及び各候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじは、選擧の期日前十二日（從前は十一日）までに通知のあつた候補者についてのみこれを行うものとされたこと（法一七四3）を除いては從前と同樣である。

七、交通機關の利用

國有鐵道、地方鐵道、乘合バス等交通機關の無料利用の制度は參議院議員、都道府縣知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選擧に對しても擴充されたのであるが、特に參議院全國選出議員の選擧にあつては、候補者選擇の範圍が廣いので注意されたい。（法一七六）

## 第十二　選擧運動に關する收入及び支出並びに寄附に關する事項

選擧運動に關する收入及び支出並びに寄附に關しては、概ね政治資金規正法中候補者に關する部分を移しただけであるが、次の諸點においては、實質的に改正されたので留意されたい。

1　選擧運動費用の制限額は、概ね從前の二倍前後に高められ（法一九四、一九五、費用の政令）且つ、候補者又は出納責任者と意見を通じないで支出された費用は、選擧運動の費用に加算されないことゝなり、又衆議院議員、參議院議員、知事及び都道府縣の教育委員會の委員の選擧においては、主として選擧運動のために使用することを認められた台數の自動車に要

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



する費用は、選擧運動の費用には入らないものとされた。（法一五七①②③）

2 選擧運動費用の制限額の基礎となる選擧人名簿に登錄された者の數とは、選擧の期日の公示又は告示の日に効力を有する選擧人名簿の確定當時における登錄者數というものであることに注意しなければならない。（令一二九）

3 市町村長の決選投票における選擧運動費用の額が改められた外、地方公共團體の長の選擧の期日を延期する場合における選擧運動費用の報告（令一二七）及び選擧運動費用の制限額（令一二八）について改正がなされたので注意を要する。

4 選擧に關する寄附については、候補者が立候補の届出前一年間になした寄附の届出及び公務員が寄附をした場合における特別の届出義務が廢止された。（法一九九、二〇〇）

## 第十三　爭　訟

選擧爭訟については、行政事件訴訟特例法及び訴願法の適用關係を明にし、選擧爭訟に關する適用法規を明確にするとゝもに、その手續についても若干の改正が加えられた。その主なる點は、次の通りである。

1 地方公共團體の選擧に關する訴訟については、訴願（異議申立を含む）前置主義が明記され、行政事件訴訟特例法第二條但書、又は地方自治法第二百五十七條第二項のような特例は認められない。（法二〇三2二〇七2）

2 選擧運動總括主宰者の選擧犯罪に因る當選無効の訴訟及び出納責任者の報告義務違反に因る當選無効の訴訟については、附帶私訴手續を準用して檢事がこれを提起する制度を廢し、刑事裁判確定の後選擧人が獨立の訴訟としてこれを提起すべきものとされた。（法一一一、一一二）

3 爭訟の提起があつても處分の執行は停止しない旨の明文が設けられた（法二一四）。これは行政事件訴訟特例法第十條第二項のような特例が認められない點に留意されたい。

4 その他選擧に關する爭訟の處理、（法二一三）當轄裁判所（法二一七）通知（法二二〇）等に關する規定が整備された。

## 第十四　罰則に關する事項

罰則については、概ね從前の衆議院議員法、選擧運動等の臨時特例に關する法律、及び政治資金規正法等に規定されていたところと同樣であるが、次の諸點に注意しなければならない。

1 新聞紙又は雜誌が選擧の公正を害した場合（法二三五2）、船舶所有者が船員名簿の提出を怠つた場合（法二三六2）等に關する處罰規定が新に設けられた。

2 出納責任者の報告義務違反による候補者の連座責任の要件が改正された。（法二五一）

3 選擧犯罪による選擧權及び被選擧權の喪失については、公職選擧法に規定する選擧以外の選擧の選擧權及び被選擧權には影響がないものとし、又、裁判所は、刑の執行猶予中の者に對しても選擧權及び被選擧權を有しない旨の規定を適用しない旨の宣告をすることができるものとされた。（法二五二）

## 第十五　補則に關する事項

1 選擧執行に要する費用については、國と地方公共團體との負擔區分が明かにされた。（法二六一、二六二、二六三、二六四）

2 都道府縣又は市町村の選擧管理委員會が、都道府縣知事又は市町村長の承認を得て、その補助機關なる職員に選擧に關する事務を委囑したときは、その職員は、忠實にその事務を執行しなければならない旨の規定が設けられた。（法二七三2）。しかしこれは、もとより單なる法的な强制によつて十分その目的を達することのできないものであるから、實情を理解の上協力を求めるように致されたい。

3 選擧人、候補者、候補者の推薦届出者、出納責任者その他の選擧に關係ある者が、法令の規定によつて選擧管理委員會、選擧長、開票管理者、投票受理者等に對してする届出、請求、申出その他の行爲は、これの行爲をすることができる期間の最終日を除いては、これらの者の執務時間中にしなければならない旨の規定が設けられた（令一四五）これは、特に選擧人にとつて利害關係のある規定であるから、その周知徹底を圖られたい。

## 第十六　公職選擧法の施行及びこれに伴う關係法令の整理等に關する法律に關する事項

### 一、關係法令の整理

概ね關係法令の單なる字句的整理に止まるものであるが、次の諸點においては、實質的にも改正をされているので注意さ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



れたい。

1 政治資金規正法については、政黨等の會計責任者の届出義務違反に因る當選無効（改正前の規定法四五）、公務員が選擧に關する寄附をした場合における當該公務員及びこれを受けた政黨等の特別の届出義務（改正前の規定法三二）並びに各種の報告書の届出又は提出の時期に關する發信主義の特例（改正前の規定法五〇）、は廢止された。

2 地方自治法については、地方公共團體の議會の議員相互間の兼職が禁止されることになつた。

二、公職選擧法の施行に伴う經過規定

1 公職選擧法の際現に衆議院議員、參議院議員、地方公共團體の議會の議員、長及び教育委員會の委員の職にあるものは、公職選擧法の規定によつて、選擧されたものとみなされるのであるが（一二）これは、これらの者の現職を失わせない趣旨の規定であつて、選擧に關する爭訟、罰則等については、もとより從前の規定が適用されるものである。（二三、二四）

2 從前の規定によつてなされた投票區、開票區及び選擧區の設定に關する處分、臨時衆議院議員選擧人名簿又は補充選擧人名簿の調製、確定等に關する期日、期間等を定めた處分その他の行爲は、公職選擧法又はこれに基く命令によつてなされたものとみなされるから、改めてしなほす必要はない。（一三）

3 公職選擧法施行の後初めて行われる參議院議員の通常選擧の際に調製する補充選擧人名簿及び船員の基本選擧人名簿は、五月五日現在で調製するのであるが（名簿に關する政令一）、この場合補充選擧人名簿に登載すべき選擧人の年令及び住所期間は、五月五日現在によつて算定するものであり（一六2）、船員の基本選擧人名簿に登錄すべき選擧人の年令及び居用期間は、公職選擧法第二十一條の例により、それぞれ當該名簿の確定期日（五月三十一日）及び調製期日（五月五日）の現在により算定するものであることに留意されたい。

4 公職選擧法施行前に、從前の規定によつて地方公共團體の選擧を行うべき事由が生じていてまだその期日が告示されていない場合においては、公職選擧法の規定によつては選擧を行うべき事由に該當しないときは、選擧を行う必要がないが、公職選擧法の規定によつても選擧を行うべき事由に該當するときは、公職選擧法によつても選擧を行なわなければならない。但し、選擧の期日だけは、從前の規定によつて定めるものであることに注意しなければならない。（二二）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(調枚変約)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

152.

Instructions

Bus Procedure

昭和二十五年五月

# 參議院議員選擧事務打合事項

山梨縣選擧管理委員會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 事務打合事項

（法＝公職選挙法
令＝同法施行令
事務規則＝山梨縣選挙事務取扱規則
細則＝公職選挙法施行細則）

## 一、啓蒙について

各種選挙法を統一した公職選挙法が施行され、國民權利の伸張と選挙の民主化が圖られ、且つ選挙に關する啓蒙宣傳は選挙が行われる際許りでなく、常時選挙管理委員會の責任において行わなければならない旨が明文をもつて規定された。

公職選挙法が一般に正しく理解され、常識化され眞に民主々義に立却した公正明朗な選挙が行われるようその周知徹底に萬全を期せられたい。又この法律により初めて執行される今次の參議院議員通常選挙は、準備期間が極めて短い關係上、種々の困難を伴うことゝ予想されるのであるが、選挙管理委員會本來の使命に鑑み、最大の努力を傾注して投票の方法、選挙違反、その他必要事項を早急に選挙人に周知せしめると共に、棄權防止について創意ある適切な措置を講ぜられるよう格段の配慮をされたい。（法六）

## 二、選挙人名簿について

1. 昭和二十四年九月十五日現在で調製された基本選挙人名簿（衆議院議員選挙人名簿）と本年五月五日現在で調製される補充選挙人名簿（五月五日以前に調製され現に効力を有している従前の衆議院議員選挙法第十二條の特例等に關する法律の規定により調製した衆議院議員選挙人名簿及び従前の地方自治法の規定により調製した補充選挙人名簿のある場合はその名簿を含む）を用いて行われる。

2. 選挙人名簿については、基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種類となり登録の要件である住所期間が三箇月に短縮された外、調製の方法その他従前の制度に變更を加えられた點が少なくないので充分新法規を研究してその誤りのないよう留意されたい。（法四章 令三章）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

3. 選舉人名簿は、その登録者について常に選舉資格を充分調査し、

確定判決のあつた場合
二重登録の通知があつた場合
死亡の場合
} 修正し（法二五 令一八1）

選舉權を失つた場合
誤載若しくは氏名變更等があつた場合
} 附箋整理し（令一八2）

選舉執行に當つて不都合が生じないよう充分注意すること。地方公共團體等の選舉と異り、名簿調製期日後の住所異動は選舉資格に影響がないからこれがため投票を拒否することのないよう留意すること、但し、この場合新に住所地の選舉人名簿に登録された場合は、前住所においてて選舉權の行使ができない。

4. 戸籍法の適用を受けなかつた者即ち朝鮮人、台灣人及び樺太土人（アイヌを除く）は選舉權、被選舉權を當分の間停止されている。（法附則2）

5. 投票當日の有權者數については、充分調査しおき報告後異動することのないよう留意すること。なお投票の前日までに左記樣式の失格者名簿を二通調製し前日監視の際、監視員に提出すること。

失格者名簿

| 番號 | 名簿登録番號 | 事由 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 75 | 誤載 | 何某 | |
| 2 | 107 | 昭和年月日死亡 | 〃 | |
| 3 | 200 | 何郡何町（村）において選舉人名簿登録 | 〃 | 昭和年月日二重登録の通知受領 |



6. 五月五日現在で調製する補充選舉人名簿の縱覽の場所を縱覽開始の日前三日（五月十九日までに）までに告示すること

## 三、投票等にいて

### ○投票箱鍵點字器

1. 選舉期日前に充分な檢査を行い、その修理しなければならないものは直ちにこれを修理しておき、投票當日になつて不完全な處を發見して應急修理をするようなことのないようにすること。
2. 投票箱の外蓋の表面には次のように記載するか、又は記載した紙片を貼付すること。
3. 投票箱の内蓋に鍵のないものにあつては内蓋を强靱な紙をもつて目張りすること。なお投票箱に隙間のあるものについても同樣にすること。

参議院全國選出議員選舉
（参議院地方選出議員選舉）　投票箱

山梨縣　郡　町（村）投票所

### ○不在者投票

不在者投票のできる範圍が擴張され、その方法も改められたので、別に配布の「不在者投票要領」について充分研究し、不

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



在投票の利用及び事務執行上に遺憾ないようせられたい。

なお從前の規定と異り新に監獄の長、代用監獄の管理者及び病院長が不在者投票管理者となるのでこれらの者についてはその指導に萬全を期されたい。

## ○投票所の告示

1. 投票所は投票管理者がこれを指定し、選擧期日より少くも五日前（五月三十日までに）までに告示をなし、即日その告示の寫及び投票所の所在地を所轄地方事務所長經由（市にあつては直接）縣の選擧管理委員會（以下縣の委員會という）に報告すること。（法四一1事務規則一三）

2. 天災其の他避けることのできない事故により投票所を變更した場合には、選擧當日を除き五日前に告示しなくとも直ちに告示すればよいこととつたので留意すること（法四一2）

右の變更告示の場合はその旨を電話（又は電信）をもつて所轄地方事務所長（市にあつては縣の委員會）へ速報し事後において前項の例により書面報告の手續をとること。

投票所告示例

告示第　　號

昭和二十五年六月四日執行の參議院全國選出（地方選出）議員選擧何市（町村）第何投票區投票所は本市役所（町村役場又は何々）とする。

昭和二十五年五月　　日

何郡
市　何町（村）第何投票區投票管理者氏名

## ○投票立會人の選任



投票立會人の届出は職權選任主義に改められたので特に注意すること。

1. 市町村の選擧管理委員會（以下委員會という）が各投票區ごとに選擧人名簿に記載された者の中から本人の承諾を得て三人乃至五人を選任し、選擧期日前三日までに、本人に通知すること。（法三八1）

2. 選擧管理委員會は投票立會人を選任した時は直ちにその氏名、住所及び黨派別を關係投票管理者に通知すること。（令二六）

3. 投票立會人で參會する者が投票所を開く時刻までに三人に達しないとき又はその後に三人に達しなくなつた時は、投票管理者はその投票區における選擧人名簿に記載された者の中から三人に達するまで補充選任し直ちにこれを本人に通知し投票に立會わせること。（法三八2）

4. 議員候補者及び同一の政黨その他の團體に屬する者は一の投票區において三人以上投票立會人に再任できない。（法三八4）

（註）投票立會人を三人しか選任しない投票區では同一政黨等に屬する者は各一人とすべきであらう。

5. 投票管理者は投票立會人に予め投票の場所及び投票開始の時刻を通知して置き所定の時刻前に印章を持つて投票所に參會するよう注意すること。

6. 全國選出議員の選擧と地方選出議員の選擧の立會人は各別に選任することとなるが同一人を選任しても差支えない。

投票立會人選任通知例

六月四日執行の參議院全國選出（地方選出）議員選擧につき公職選擧法第三十八の規定により第何投票區の投票立會人に選任する

昭和二十五年五月　　日

住所

氏名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



## 承諾書

何市（町村）選擧管理委員長　氏　　名

昭和二十五年六月四日執行の參議院全國選出（地方選出）議員選擧につき第何投票區投票立會人たることを承諾する

昭和二十五年五月　　日

住所

氏　　名　㊞

何市（町村）選擧管理委員長　氏　　名

六月四日執行の參議院全國選出（地方選出）議員選擧につき左記の者を投票立會人に選任したから通知する

昭和二十五年五月　　日

第何投票區投票管理者氏名宛

黨派別　　住所　　氏名

同　同　　同　同　　同　同

## ○投票所入場券及び受付簿について

1. 入場券は縣の委員會で調製して送付するから所要事項を記入し選擧人（令三一1）に交付すること。その場合投票の場所は告示した場所と必ず一致するよう注意すること。
2. 到着番號札は入場券中に受付番號を記載するようにしたのでこれを交付せず受付にて入場券に受付番號を記載してこれを手交するので受付番號の記載にあつては重復欠番のないよう充分注意すること。
3. 選擧人名簿により次のような受付簿を調製しておくこと。

受付簿様式

| 名簿番號 | 氏名 | 性別 | 受付番號 | 附記 |
|---|---|---|---|---|
| 第一號 | 何某 | 第號 | | |

## ○投票所の設備

1. 投票所は選擧人の數に應じて事務規則第五號様式その二に準じて設備すること。（事務規則一三）
2. 投票所は選擧人を壓壓することなく氣輕に投票ができるように又土足で出入りできるよう配慮すること。
3. 投票記載の場所は選擧人の投票を覗ひ又は投票の交換その他不正の手段をすることができないよう相當の設備をなし、且つ黑色鉛筆又は墨（海綿の類に墨汁を濕潤した壺）及び點字器を備えること。（令三二事務規則一七ノ2）
4. 時計は必ず正確なものを使用し常に正時に合せ置き投票時間中は修正しないこと。
5. 投票所の門戸には次の様式による標札を掲げること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



## ○投票用紙及び諸封筒について

1. 投票用紙、假投票用紙封筒及び不在者投票用封筒、不在者投票證明書用封筒はその枚數及び縣委員會印の有無、（不在者投票證明書用封筒には縣委員會印の押捺はない）その他を精査し、これが保管を嚴重にすること。
2. 假投票用封筒には縣委員會において

| 投票所 |
|---|

を印刷してあるから使用のときは投票所の上部に投票所名を記入し交付するのであるから取扱上注意すること。

## ○投票所の事務從事者

投票所の事務に從事せしめる職員等は選擧執行經費の基準に關する法律の定める經費の內容になつている職員及び囑託員の數の範圍內で定めること。

事務分擔は受付係、庶務係、名籍對照係、投票用紙交付係、場內整理連絡係

## ○投票の執行

1. 投票所は午前七時に開き午後六時に閉ずるものであり、これが開閉時間を嚴守すること。（たとえ受付のみでも投票開始時刻前になすことは出來ない。）
2. 受付において入場券を受取り受付簿に受付番號を記入し、入場券の受付番號欄に受付番號を記入して選擧人に交付すること。
3. 投票管理者は選擧人が投票する前に投票所にいる選擧人の面前で投票箱を開きその中に何も入つていないことを示した後、內蓋をすべきであること。（令三四）
4. 投票管理者は投票立會人の面前において選擧人名簿に對照した後、入場券と引換に投票用紙を交付すること。なお選擧人名籍の對照については特に注意を加え、代人投票等のないよう注意すること。もし本人か否か確認できないときは、事務規則第六號樣式により本人なる旨の宣言書を提出せしめること。（法四四、令三五、四〇）
5. 點字により投票をしたい旨を申し立てた選擧人に對しては投票管理者は投票用紙に點字投票印（假投票の場合には同封筒にも）を押捺して交付すること。（令三八2）
6. 投票用紙の交付を誤つて一人に二枚を交付したとき又は書損、汚損のため引換をなすとき若しくは投票前投票所外に退出しようとするものがあるときは、投票用紙を返還させることを忘れないよう注意すること。なお投票をしないで投票用紙を投票所外に持ち去ることのないよう嚴に注意すること。（令三六）
7. 選擧人が誤つて投票用紙の交付を受けず入場券又は到着番號札等に投票を記載して投票をした場合と雖も一旦投票した以上は該選擧人に投票用紙を交付して更に投票させることは出來ないので注意すること。（法三六）
8. 代理投票
   イ、身體の故障又は文盲に因り自ら候補者の氏名を書くことができない選擧人から代理投票の申請があつたときは投票立會人の意見を聽き、投票管理者が代理投票をさせるかどうかを決定する。（法四八、令四一1）
   ロ、前項の決定について投票立會人、又は選擧人に異議があるときは一般投票の例により假投票を爲さしめる。この場合、代理記載した者に選擧人及び投票立會人の面前において投票用紙を封筒に入れ封をさせ、その表面に選擧人及び代理記載した者の氏名を記載せしめる。（令四一2、3、4）
   ハ、代理投票の方法は投票立會人の意見を聽き、補助者二人を選任し一人をして投票用紙に選擧人が述べる候補者の氏名を記載せしめ、一人をしてこれに立會はしめるものである。この場合補助者は投票所內に入ることの出來る者の中から選任すべきである。（令三九）
9. 投票の拒否
   イ、投票の拒否は投票立會人の意見をきいて投票管理者がこれを決定すること。（法五〇2）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ロ、選擧人が前項の決定に不服がある時は假に投票をさせること。（法五〇3）

ハ、前項の投票は選擧人をしてこれを投票管理者が交付する假投票用封筒に入れ、封緘し表面に自分で氏名を記載して投函させること。（法五〇4）

ニ、投票立會人において異議ある選擧人に對しても前二項に同じである。（法五〇5）

ホ、點字による投票の拒否についても前各項による。

10. 選擧人が投票記載所に名刺、紙片等をすてゝ行つたことを發見したときは、直ちにこれをとり去ること。

11. 投票時間内に投票所に入つた選擧人はその時間を過ぎても投票することができるので注意すること。（法五三）

## ○投票所の秩序保持

1. 投票所には選擧人、投票所の事務に從事する者、投票所監視の職權を有する者及び警察官吏（吏員）の外は一切入ることはできないから盲人その他疾患のため單獨で投票所に入ることができない選擧人の附添は投票所内においては投票所の事務に從事する者をこれに當らせるより外に方法がないが、その場合事務員が投票を覗うようなことのないよう注意すること。（法五八）

2. 投票所において演說討論をなし、若しくは喧騒に渉り又は投票について協議若しくは勸誘をし、その他投票所の秩序を亂すものがあるときは、投票管理者はこれを制止し、これに從わないときは、これを投票所外に退出させ、最後に投票所の秩序を亂すおそれがないと認める場合に投票をさせること。（法六〇）

## ○投票箱の閉鎖

1. 投票箱閉鎖前、不在者投票の處理を忘れないこと。

2. 投票を終つたときは投票管理者は投票箱の蓋を鎖し、その一の鍵は投票箱を送致する投票立會人（投票管理者である者が開票管者である場合に於ては投票管理者の指定した投票立會人）がこれを保管し他の鍵は投票管理者がこれを保管すること。（令四三）

3. 投票箱を閉じた後、内蓋及び外蓋の鍵又は内蓋に鍵を設けない投票箱にあつては外蓋の一の鍵と他の鍵を各別に封筒に入れ投票立會人と共に封をしてその表面に投票區名、内蓋、外蓋の鍵の別及び保管者の氏名を記載して投票箱と共にこれを開票管理者に送付しなければならない。（事務規則二一）

## ○投票錄及びその謄本調製について

投票管理者は投票錄を作り投票についての次第を記載して投票立會人と共にこれに署名すること。（法五四）

（註）投票錄の樣式が簡易化されたのに注意

## ○投票管理者の諸報告について

1. 投票管理者（同時に開票管理者である場合を除く）は、その指定した投票立會人と共に投票箱、投票錄及び選擧人名簿を開票管理者に送致するが、それと同時に選擧人調を提出しなければならない。（法五五　事務規則二二）

2. 投票管理者は投票が終つたときは受拂計算書を作成して殘余及び汚損の投票用紙、假投票用封筒を添えて投票箱の送致と同時に開票管理者に送らなければならない。（事務規則二三）

3. 投票についての書類は市町村選擧管理委員會が議員の任期中保存しなければならないこと。（令四五）

## 四、選擧公報の配付について

參議院議員候補者の氏名、經歷を掲載した選擧公報は地方事務所長（市は直接）を通じて配付するから選擧期日の三日前迄に選擧人の世帶にもれなく配付することゝなつているのでこの期日に遲れ又は世帶もれのないよう充分予め計畫し留意すること。（法一七〇、細則五章）

選擧公報は、全國選出議員と地方選出議員と各別に作製し、五月二十七日頃地方事務所に送付の予定である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



## 五、議員候補者の氏名等の掲示について

1. この掲示は市町村の選挙管理委員會が行うものであつて、各投票區ごとに投票所の入口に、その他公衆の見易い場所を選び一投票區につき三箇所以上五箇所以内の個所（參議院全國選出議員の場合にあつては一箇所）にこれをしなければならない。（法一七三）
2. 掲示は議員候補者の氏名及び黨派別のみであり、選挙の期日前十日から當日までである。（法一七四）
3. 他の文書による選挙運動が制限されているので掲示箇所を増加した趣旨にも鑑み、これが活用に特に留意すること。なお
4. 投票の當日は投票記載所又は入口等にも掲げること。なお掲示については縣の委員會が定めた公職選挙法施行細則第六章の規定及び市町村選挙管理委員會が定める「公職の候補者の氏名等掲示規程」によられたい。

## 六、立合演說會、個人演說會の公營について

別途配布の「立會演說會、個人演說會事務要領」によられたい。

## 七、開票事務について

別途配布の「開票事務要領」により研究を遂げられ取扱い上遺憾ないよう致されたい。

## 八、諸報告について

別途配布の「諸報告について」を熟讀の上、迅速確實に報告するよう留意されたい。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（渡故巻納）

15 a.

Supervising of Ballot Counting Offices

昭和二十五年五月

# 參議院議員選擧 投票所並びに開票所監視心得

山梨縣選擧管理委員會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 投票所並びに開票所監視心得

凡例
法……公職選擧法
令……公職選擧法施行令
事務規則……山梨縣選擧事務取扱規則
漢數字は條を…アラビヤ數字は項を表す

一、投票所及び開票所の監視は、投票及び開票の事務執行上、法令の運用に遺漏があるかどうかを嚴正に監視する爲であつて、いやしくも偏頗干渉などのそしりを受けるような言行をしてはならない。

次に回避しなければならない実例の一、二を示す。

1 投票所、開票所の内外を問はず、選擧運動に關係のある者と選擧のことについて会同したり、又は途中同行したりすること。

2 投票管理者並びに開票管理者に注意を與える場合、同一事項についてその前後により趣旨を異にしたり又は寛嚴を異にしたりすること。

3 投票所、開票所内において、選擧人又は參觀人と私語すること。

4 投票所、開票所内において特別の必要がないのにその席を離れること。

二、參議院議員候補者の氏名等の掲示が、投票所の入口、その他公衆の見易い場所に、一投票区につき三ケ所以上五ケ所以内の個所(參議院全國選出議員の場合にあつては一ケ所)にしてあるかどうか。(法一七三)

三、投票所、開票所に行つたときは、投票所若しくは開票所監視のため臨場した旨を、投票管理者又は開票管理者に申し述べること。

四、投票所を監視するについては、必ず選擧の期日の前日までに投票所に行き、その設備の整否を見屆けて遺漏のないよう投票管理者と打合せを行うこと。

五、投票所の設備等については注意する事項は概ね次のとおりである。

1 投票所は、選擧の期日より少くとも五日前(五月三十日)までに告示してあるかどうか。(法四1)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



(註) 天災その他避けることのできない事故に因り、右の告示した投票所を變更したときは、選擧の當日はできないが中四日をおかなくても直ちにその旨を告示すればよいこととなつておる。(法四一2)

2 投票所は、市役所、町村役場又は投票管理者の指定した場所に設けるものであつて(法三九)告示の場所と一致するかどうか。

3 市町村の選擧管理委員会は、各投票区における選擧人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人三人以上五人以下(但し、議員候補者及び同一政党その他の團体に屬する者は、一の投票区において、三人以上を投票立会人に選任することはできない)を選任し、選擧の期日前三日(六月一日)までに、本人に通知してあるかどうか。(法三八)

4 市町村の選擧管理委員会は、投票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所、氏名及びその者の屬する政党その他の政治團体の名称を關係投票管理者に通知してあるかどうか。(令二六)

5 選擧の當日、投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき又はその後三人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選擧人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立會わしめることになつているかどうか(法三八2)

6 秩序の保持と秘密の確保を考慮してあるかどうか、又選擧人を威壓することなく氣輕るに投票できるよう工夫してあるかどうか。

7 投票所は樣式に準じて適切な區劃を立て、選擧人は投票の記載をする場所について、他人がその選擧人の投票の記載を見ることと又は投票用紙の交換その他不正の手段が用られないのは勿論、外部より投票の記載を覗うことができないよう相當の設備をしているかどうか。(令三二、事務規則一四)

8 投票所に時計を備えてあるか又正確であるかどうか。

この時計は常に正時に合せ置き投票時間中は修正しないこと。(事務規則一八2)

9 受付簿を準備してあるかどうか。

10 投票所事務員が任命してあるか、又分担が適當であるかどうか。

11 投票箱及びかぎに異狀はないか。(事務規則一六)

12 投票記載所には黑色鉛筆又は墨及び点字器、点字投票印を備え、投票に支障のないようにしてあるかどうか。(事務規則一六)

13 投票所の門戸に標札が掲げてあるか。(事務規則五二)

14 投票用紙等の保管は嚴正であるか、又その數量は交付された數と符合して居るか、なお縣選擧管理委員会印の押捺洩れのものはないか、確実に調査すること。(前日監視の際行うこと)

15 不在者投票については法令に違背していないか又受理その他手續及び保管は確実であるかどうか。(前同樣)

16 選擧人名簿の整理は確實にされているか、なお名簿登録人員及び當日の有權者數等男女別に正確な調査をなすこと

17 投票終了後の事務整理その他諸種の報告事項等についても、充分指導し迅速正確を期さしめること。

六、開票所について注意することは概ね次のとおりである。

1 開票所は市役所、町村役場又は開票管理者の指定した場所に設けるものであつて、開票管理者において予め開票の場所及び日時を告示しなければならないので、この告示がしてあるか又告示の場所と一致するかどうか。(法六三、六四)

2 開票立会人は當該開票区における選擧人名簿に登録されているか、又届出書には本人の承諾書が添付してあるかどうか。(法六二1)

候補者は立会人となることができない。(法六二11)

3 開票立會人として届出があつた者が十人を超えるとき、又は届出のあつた者で同一の政黨その他の政治團体に屬する議員候補者の届出にかかる者が三人以上あるときは選擧の期日前二日(六月二日)に互選又はくじが行われたか又互選又はくじを行う日時は予め告示してあるかどうか。(法六二2、5、7、8)

4 開票の當日によつて開票立会人が参会しないとき又は三人以下になつたときは、開票管理者は、その開票區における選擧人名簿に登録せられた者の中より、三人に達するまでの開票立会人を選任(開票管理者が選任する場合も同一の政黨その他の團体に屬する者は、その政黨その他の團体に屬する候補者の届出にかかる者を通じて、三人以上

DECLASSIFIED E.C. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



選任することができない)し直にこれを本人に通知し、開票に立会わしめることになつているかどうか。(法六二10)

5 開票所の門戸には、標札が掲げてあるかどうか。(事務規則五二)

6 開票所の時計は正確であるかどうか。

7 開票所事務員は任命してあるかどうか。

8 投票箱、かぎに異狀がないか、又投票録、不在者投票に關する調書等投票事務に用いた書類の保管は完全であるかどうか。

9 投票用紙、選擧人名簿等の保管は適當であるか、投票用紙の殘余が符合するか。

七、開票事務上、監視者の參考とすべき事項は次のとおりであること。

1 開票管理者及び開票事務員は開票開始時刻より三十分前には開票所に至り開票に齟齬のないよう準備をなすこと。

2 開票管理者は開票開始時刻前三十分には立會人認印持參の上に參會するよう求めておくこと。

3 開票管理者は開票開始前三十分に參會した立會人と開票事務執行の順序 投票の有効、無効等の決定標準その他必要と認める事項の打合せをなす等開票事務の圓滑な遂行を期するため格段の配意をすること。

4 開票所の參會を求める選擧人があつたならば選擧人名簿と對照して選擧人のみ入場させること。

5 開票開始の時刻になつたときは、振鈴その他適當な方法で合圖をなし事務員は夫々受持の部所につくこと。

6 開票管理者は開票を開始するときはその旨を述べること。

(一) 開票管理者は投票箱を開く前に立会人立會の上投票箱及び鍵の異常の有無を檢査すること。

(二) 開票管理者投票箱を開き投票を取出したときは投票箱の空虛であることを示すこと。

(三) 取出した投票は便宜投票区毎に投票數と計算して投票録記載の投票の數と合致するかを檢査すること。この場合投票用紙は開かず折り疊んだまゝ計算すること。

(四) 假投票の數及び假投票人の數は普通の投票と混同せず別に計算して假投票人の住所氏名は控えておくこと。

7 假投票の受理如何の決定

(一) 投票点檢に先だち先ず假投票について立会人の意見を聽き、その投票を受理するかどうかを決めること。

(二) 受理することゝ決定した假投票は、その封筒を開いて普通の投票の中に混同すること。

(三) 受理しないことに決定した假投票は、その儘投票計算係に廻付すること。

不在者投票で投票管理者が不受理と決定した投票の取扱についても右に準じて取扱うこと。

8 投票の点檢

(一) 開票管理者は市町村の区域を分つて數投票區を設けてある場合でも投票の点檢をなす前に、すべての投票を混同すること。

(二) 投票數の計算がすんだならば先づ有効、無効に投票を大別すること。

(三) 投票の点檢は庶務係の事務員二人で同じ候補者の得票數を別々に計算すること。

(四) 有効投票は庶務係において各候補者毎に五十枚づゝ括束して点檢票を附し開票管理者に廻付すること。

(五) 無効投票は各種別毎に点檢表を附し二十枚毎に括束して開票管理者に廻付すること。

(六) 開票管理者はその内容を一應調査して立会人に廻し効力につき意見を聽くこと。

(七) 立会人は点檢票に意見を附し(いづれかの欄に捺印すること)立会人すべてを終つたならば開票管理者に返付すること。

(八) 開票管理者は立会人の意見を聽いた投票につき有効無効を決定して(いづれかの欄に捺印する)投票計算係に廻付する。

この場合必要があれば再調を命ずること。

(九) 投票計算係は点檢票により有効投票は得票簿又は投票計算補助簿に、無効投票は類別票に記入の上投票整理係に廻付すること。

(一〇) 投票点檢が一切終つたときは、開票管理者は各候補者の得票數を朗讀すること。

(一一) 右と同時に投票人總數、投票總數、有効投票數、無効投票數及び各候補者の得票數を所轄地方事務所長(市は直接選擧長)に電信、電話その他適當な方法により速報すること。

9 投票の整理

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



(一) 投票の整理は投票整理係が行うこと。
(二) 有効投票又は無効投票はこれを区別してそれぞれ封筒に入れ、開票管理者は二人以上の立会人と共に封印すること。
(三) 受理しないことに決定した投票は、封筒を開かず一括して封筒に入れ前項同様封印を施すこと。
(四) 前二項の投票は全部袋に入れその任期間中保存しなければならないこと。

八、法令に關する疑義について、投票管理者又は開票管理者から質疑をうけたとき應答するのは差支ないが、指揮命令による指示はしないこと。

九、投票管理者又は開票管理者の事務執行方法において、明かに法令に違反していると認められる点があれば、特に注意を與え違反のないようにすること。
右の場合において、何等注意に從うことなく法令違反のまま終始するようなときは、その事由、顚末、又は重大な事件が發生したときはその狀況を、直ちに所轄地方事務所長を經て選擧長に速報すること。
次に前項により報告することの一、二の例を示す。
1 投票管理者は、選擧人が投票をする前に、投票所内にいる選擧人の面前で投票箱を開き、その空虛なことを示してから内蓋を鎖すのであるが、その手続をやらないとき。(令三四)
2 投票管理者は、投票立会人の面前において、選擧人が選擧人名簿に登錄されている者であることを選擧人名簿又はその抄本と對照して確認した後に、これに投票用紙を交付しなければならないのに、これをなさないとき。(令三五)
3 投票記載所の設備の不完全なため、不正手段を用いることができる嫌があると認めたとき。(令三二)
4 投票の拒否決定について投票立会人の意見を聽き、投票管理者が決定しなければならないのに、その手續をしないとき。(法五〇2)
5 投票時間内に投票所に入つた選擧人は、その時間が過ぎても投票をすることができるのにこれをさせなかつたとき。(法五三1)
6 假投票の受理如何は、開票立会人の意見を聽き、開票管理者が決定するものであるのに、これをなさなかつたとき。(法六六1)
7 投票の効力は、開票立会人の意見を聽き、開票管理者が決定するものであるのに、その手續を欠いたとき。(法六七)
8 投票を点檢するときは、開票管理者は開票事務に從事する者二人をして各別に同一の候補者の得票數を計算させなければならないのに、それをしないとき。(法七二)

一〇、選擧の効力に關係ありと認める非常事故については、できる限り速かに、これを所轄地方事務所長を經て縣の選擧管理委員会に報告すること。

一一、投票錄、開票錄の記事で事実と相違するものがあるときは、直ちに投票管理者開票管理者に注意すること。投票管理者、開票管理者がこれに從わないときは、その旨直ちに所轄地方事務所長を經て選擧長に報告すること。

一二、投票事務の執行中法令に違反する事実を發見しても、投票を中止させることはできない。

一三、投票所及び開票所監視を終つたときは、直ちに復命書を所轄地方事務所長を經て縣の選擧管理委員会に提出すること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

【現代印刷株式会社】

Ballot Counting 15 b

昭和二十五年六月

# 參議院議員選擧開票事務要領

山梨縣選擧管理委員會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 開票事務要領

一、準備事務

1、開票所の事務は庶務係。投票計算係、投票整理係に分けて開票管理者は豫め事務員を定め各自の分掌事務については特に精通せしめておくこと。

2、庶務係は開始より点檢まで行い、投票計算係は開票管理者より廻付された投票を有効又は無効の類別により計算を行い、投票整理係は投票の整理等の事務を行うこと。

3、開票所の設備はそれぞれの席の位置と区畫とを明確に区分し、混雜して紛糾等を起さないよう考慮すること。

4、開票に必要な用紙その他物品を取揃えておくこと。

5、左のとおり開票所の標札及び席札等を掲げること。

（一）開票所標札

山梨縣何郡（市）何町村開票区
参議院地方選出議員
参議院全國選出議員 選挙開票所

（註）投票所の標札

山梨縣何郡何町村第何投票区
参議院地方選出議員
参議院全國選出議員 選挙投票所

（二）席札等

左の席札を準備し夫々の部所に貼付しておくこと。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

開票管理者、開票立会人、庶務係、投票計算係、投票整理係、受付、監視者、出入口、禁喫煙、「選挙人でないものは開票所の参観を求めることができない」

(三) 投票箱到着番号札

「到着第　　番」

二、投票箱その他の受領及び監守

1、投票の当日、投票管理者より投票箱、鍵、投票錄、選挙人名簿、選挙人調、送致をうけた不在者投票調書（又は抄本）投票立会人費用弁償請求書をうけ、投票箱及び鍵の異狀の有無を檢査してこれを受頭し、到着順に番号札を貼付した後、到着日時調書を作成すること。

2、投票箱又は鍵等に異狀があつたときは、投票管理者及び送致立会人よりその事情を聽取して必要があるときは、事由を明記した文書を徵する等適当な處置を講ずること。

3、總べての投票箱を受理したときは開票管理者は直ちに所轄地方事務所長（市にあつては直接選挙長）に速報すること。

4、各投票管理者より送付のあつた投票用紙その他の殘余及び書汚損分は投票用紙等受拂計算書と対照して相違がないかを調査し全部を取まとめ選挙終了後所轄地方事務所長（市にあつては直接縣選挙管理委員会）に投票用紙受拂總計表を送付すること。

5、開票所は警戒を充分になし投票箱の保管は確実にして特に火氣には注意すること。

三、開　票　立　会　人

1、開票立会人とする者の屆出はその者の住所、氏名及び生年月日並びにその候補者の属する政党その他政治団体の名稱を記載した文書をもつて報告するのであるがその者が選挙人名簿に登載されているかどうか、本人の承諾書が添付してあるかを調査すること。

2、開票立会人とする者の屆出は選挙の期日前三日（六月一日）迄になされるが、その屆出者が十人を超えないときは、直ちにその者をもつて開票立会人とし屆出者が十人以上ある場合は互選を行はせ得票数が同じの時はくぢで立会人となるべき者を定める。

3、選挙の期日前三日（六月一日）迄に屆出のあつた開票立会人が三人に達しない時、若くは三人に達しなくなつた時又は開票立会人で参会する者が開票所の開始時間になつても三人に達しない時若くはその后三人に達しなくなつた時は当該開票区における選挙人名簿に記載された者の中から三人に達する迄の開票立会人を選任し直ちに本人に通知し開票に立会せしめる。

4、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の屆出にかゝる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができないので注意すること。

5、同一の政党その他の政治団体に属する議員候補者の屆出に係る者が三人以上ある時は、くぢ若くは互選により二人を定める。

6、開票立会人が定まつた后同一の政党その他政治団体に属する議員候補者の屆出にかゝる開票立会人が三人以上となつた時はその者の中より開票管理者が、くぢで二人を定める。

7、候補者は立会人となることはできない。

8、互選又は くぢ を行う期日は選挙前二日（六月二日）であつて開票管理者は互選又は くぢ を行うべき場所及び日時を豫め告示すること。

告示例　一、二、三、参照

四、開　票　事　務

1、開票管理者及び開票事務員は開票開始時刻より三十分前には開票所に至り開票に齟齬のないよう準備をなすこと

2、開票管理者は開票開始時刻前三十分には開票立会人認印持参の上に参会するよう求めておくこと。

3、開票管理者は開票開始前三十分に参会した立会人と開票事務執行の順序投票の有効、無効等の決定標準その他必要と認める事項の打合せをなす等開票事務の円滑な遂行を期するため格段の配意をすること。

4、開票所の参会を求める選挙人があつたならば選挙人名簿と対照して選挙人のみ入場させること。

5、開票開始の時刻になつたときは、振鈴その他適当な方法で合図をなし事務員は夫々受持の部所につくこと。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

6、開票管理者は開票を開始するときはその旨を述べること。

（一）開票管理者は投票箱を開く前に立会人立会の上投票箱及び鍵の異常の有無を檢査すること。

（二）開票管理者投票箱を開き投票を取出したときは投票箱の空虛であることを示すこと。

（三）取出した投票は便宜投票区毎に投票數と計算して投票錄記載の投票人を數を合致するかを檢査すること。この場合投票用紙は開かず折り疊んだまゝ計算すること。

（四）假投票の數及び假投票人の數は普通の投票と混同せず別に計算して假投票人の住所、氏名は控えておくこと。

7、假投票の受理如何の決定

（一）投票点檢に先だち先ず假投票について立会人の意見を聽き、その投票を受理するかどうかを決めること。

（二）受理することゝ決定した假投票は、その封筒を開いて普通の投票の中に混同すること。

（三）受理しないことに決定した假投票は、その儘投票計算係に廻付すること。

不在者投票で投票管理者が不受理と決定した投票の取扱についても右に準じて取扱うこと。

8、投票の点檢

（一）開票管理者は市町村の区域を分つて數投票区を設けてある場合でも投票の点檢をなす前に、すべての投票を混同すること。

（二）投票數の計算がすんだならば先づ有効、無効に投票を大別すること。

（三）投票の点檢は庶務係の事務員二人で同じ候補者の得票數を別々に計算すること。

（四）有効投票は庶務係において各候補者毎に五十枚づゝ括束して点檢票を附し開票管理者に廻付すること。

（五）無効投票は各種別毎に点檢票を附し二十枚毎に括束して開票管理者に廻付すること。

（六）開票管理者はその内容を一應調査して立会人に廻し効力につき意見を聽くこと。

（七）立会人は点檢票に意見を附し（いづれかの欄に捺印すること）立会人すべてを終つたならば開票管理者に返付すること。

（八）開票管理者は立会人の意見を聽いた投票につき有効無効を決定して（いづれかの欄に捺印する）投票計算係



に廻付する。

この場合必要があれば再調を命ずること。

（九）投票計算係は点檢票により有効投票は得票簿又は投票計算補助簿に、無効投票は類別票に記入の上投票整理係に廻付すること。

（一〇）投票点檢が一切終つたときは、開票管理者は各候補者の得票數を朗讀すること。

（一一）右と同時に投票人總數、投票總數、有効投票數、無効投票數及び各候補者の得票數を所轄地方事務所長（市は直接選挙長）に電信、電話その他適当な方法により速報すること。

9、投票の整理

（一）投票の整理は投票整理係が行うこと。

（二）有効投票又は無効投票はこれを区別してそれぞれ封筒に入れ、開票管理者は二人以上の立会人と共に封印すること。

（三）受理しないことに決定した投票は、封筒を開かず一括して封筒に入れ前項同様封印を施すこと。

（四）前二項の投票は全部袋に入れその任期間中保存しなければならないこと。

五、開票錄の調製開票顚末書の報告等

1、開票管理者は開票錄を作製し開票に関する次第を記載し、開票立会人と署名すること。

2　開票管理者は開票錄（二通）及び投票錄（一通）不在者投票調書、參議院議員選挙開票結果報告書、山梨縣選挙事務取扱規則第十九号様式の調書も添え、その当日事務主任者を帶同の上出頭報告すること。

告示例一

選告示第　　号

昭和二十五年六月四日執行の參議院（全國選出）議員選挙、參議院（地方選出）議員選挙の開票の場所及び日時は

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

次のとおりとする。

昭和二十五年　月　日

場所　何々　郡市町村　開票区

日時　昭和　年　月　日午前八時

開票管理者　氏　名㊞

告示例二

選告示第　号

公職選挙法第六十二條第一項の規定により届出のあつた開票立会人十人を超える場合行うべき開票立会人の互選の場所及び日時は次のとおりとする

昭和　年　月　日

場所　何々　郡市町村　開票区

日時　昭和　年　月　日午前後何時

開票管理者　氏　名㊞

告示例三

選告示第　号



公職選挙法第六十二條第一項の規定により届出のあつたものにして同一の政党その他の団体に属する議員候補者の届出に係るもの三人以上ある場合において同法同條第二項の規定により行うくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする

昭和　年　月　日

場所　何々　郡市町村　開票区

日時　昭和　年　月　日午前後何時

開票管理者　氏　名㊞

昭和25年6月　執行

# 参議院議員通常選擧結果報告書　（その一）

町村
郡市
山梨縣

1 Summary 15th
Final report

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

## ○ 投票數、有効投票數及び無効投票數に關する調

月　　日報告　　市町村名

| 区分 | 地方区 | | | 全國区 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 投票總數 | | | | | | |
| 有効投票數 | | | | | | |
| 無効投票數 | | | | | | |
| 無効投票率 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# ○無効投票に關する調

月　　日報告　　市町村名

| 類別 / 選挙別 | 正規の用紙を用いないもの | 候補者でない者の氏名を記載したもの | 候補者ととなる氏名の記載なく出来者を記載したもの | 二人以上の議員候補者の氏名を記載したもの | 被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの | 議員候補者の氏名を記載したもの | 議員候補者の氏名を自書しないもの | 議員候補者を何人も記載したもの | 議員の事務所に現にある者の氏名を記載したもの | 白紙のまゝ投票したもの | 職に署名を記載したもの | 罫に記号符号を記載したもの | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方区 | | | | | | | | | | | | | | |
| 全國区 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# ○ 投票區に關する調

月　日報告　　市町村名

| 前回投票所數 | 今回投票所數 | 今回投票所の內譯 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 市町村役場 | 学校 | 公會堂 | その他 | |
| | | | | | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

## ○ 立會人に關する調

月　　日報告　　市町村名

| 選挙別 | 投票立會人 | | 開票立會人 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 投票所数 | 投票立會人数 | 開票所数 | 開票立會人数 | |
| 地方区 | | | | | |
| 全國区 | | | | | |
| 計 | | | | | |

備考　1、地方区と全國区が同一人であるときは地方区の分に掲げ全國区の欄には全國区のみのものを掲げること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

## ○ 投票所事務従事者調

月　　日報告　　市町村名

| 投票管理者 | | | | 投票所事務従事者 | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 投票管理者 | 代理者 | 臨時に職務を管掌した者 | 計 | 市町村の選挙管理委員会の書記 | 市町村の職員 | | 学校職員 | その他 | 計 | |
| | | | | | 吏員 | その他の職員 | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# ○ 開票所事務従事者調

月　　日報告　　市町村名

| 開票管理者 | | | | 開票所事務従事者 | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開票管理者 | 代理者 | 臨時に職務を管掌した者 | 計 | 市町村の選挙管理委員会の書記 | 市町村の職員 | | 学校職員 | その他 | 計 | |
| | | | | | 吏員 | その他の職員 | | | | |
| | | | | | | | | | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# ○ 選擧公報に關する調

月　　日報告　　市町村名

| 選挙別 | 配付世帯数 | 配付延枚数 | 各世帯に配付した月日 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 地方区 | | | | |
| 全國区 | | | | |
| 計 | | | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

## ○ 個人演説會の會場に關する調

月　　日報告　　市町村名

| 法第161條第1項第1号の学校の數 | 法第161條第1項第2号の公会堂及び議事堂の數 | 法第161條第1項第3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設の數 | | | | | | 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 神寺 社院 | 町内又は部落集合所 | 農業協同組合 | 商工会議所 | その他 | 計 | | |
| | | | | | | | | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Prefectural Rules & Regul. 15 d.

昭和二十五年五月二日選告示第二十五號

# 公職選擧法施行細則

山梨縣選擧管理委員會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 公職選擧法施行細則目次


第一章　總　則（第一條―第二條）……（一）
第二章　自動車及び擴聲機の使用證明書の發行並びに表示（第三條―第九條）……（一）
第三章　選擧運動のために使用するポスターの檢印（第十條―第十一條）……（二）
第四章　公營の立會演說會（第十二條―第二十九條）……（二）
第五章　選擧公報の發行（第三十條―第四十一條）……（六）
第六章　候補者の氏名等の掲示（第四十二條―第四十六條）……（八）
第七章　選擧運動費用の收支報告書の閲覽（第四十七條―第四十九條）……（九）
第八章　個人演說會開催の申出文書の樣式（第五十條）……（九）
附　則

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

## 第一章　總　則

第一條　公職選擧法（昭和二十五年四月法律第百號）、公職法施行令（昭和二十五年四月政令第八十九號）及び公職選擧法施行規則（昭和二十五年四月總理府令第十三號）に定あるものを除く外、公職の選擧に關しては、この規則の定めるところによる。

第二條　この規則中、特別の定ある場合を除く外、左の各號の用語は、當該各號に定めるように略稱するものとする。

一　公職選擧法　法という。

二　公職選擧法施行令　令という。

三　衆議院議員、參議院議員、知事、縣の教育委員會の委員及び縣議會議員の選擧の候補者　候補者という。

四　山梨縣選擧管理委員會　縣委員會という。

## 第二章　自動車及び擴聲機の使用證明書の發行並びに表示

第三條　法第百四十一條（自動車、擴聲機及び船舶の使用）第二項の規定により、縣委員會が發行する同條第一項の自動車又は擴聲機を使用しようとする候補者（參議院（全國選出）議員及び縣議會議員の選擧の候補者を除く。以下本章中同じ。）に交付すべき證明書は、別記第一號樣式による。

第四條　證明書は候補者の申請により法第百四十一條（自動車、擴聲機及び船舶の使用）第一項の自動車及び擴聲機ごとに各一通を交付する。

2、前項の申請は縣委員會に文書をもつてしなければならない。

第五條　前條の規定により交付を受けた証明書を紛失し若しくは汚損したときは、候補者はこの事實を證明するに足る文書又は汚損した證明書を添え、前條第二項の例により再交付を申請することができる。

2、前項の申請により交付する證明書には縣委員會において再交付の旨を朱記するものとする。

第六條　候補者が候補者たることを辭したとき又は死亡したとき若しくは候補者たることを失つたときは、第四條若しくは前條の規定により交付を受けた證明書は無効とし交付を受けた者又はその運動を主宰した者は、これを縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



委員會に返納しなければならない。

第七條　候補者が主として選擧運動のためにする自動車又は擴聲機の表示は、法第百四十一條（自動車、擴聲機及び船舶の使用）、第三項の規定により縣委員會が交付する別記第二號樣式による表示板を用いてしなければならない。

第八條　表示板は、自動車については、前面の見易い箇所に、擴聲機についてはそれぞれその物件の見易い箇所に掲示しなければならない。

第九條　表示板を紛失し、又は破損し、若しくは著しく汚損したため、その再交付を受けようとするものは、縣委員會に對し理由書を添えて文書で再交付を申請しなければならない。

2、表示板の破損若しくは著しい汚損に因り前項の申請をする場合においては、申請の際、その表示枚を縣委員會に返納しなければならない。

## 第三章　選擧運動のために使用するポスターの檢印

第十條　法第百四十三條（文書圖畫の掲示）第一項第五號の規定によつてポスターを掲示しようとする候補者（參議院（全國選出）議員の選擧の候補者を除く。以下本章中同じ。）又は推薦届出者は、縣委員會より別記第三號樣式の檢印票の交付を受けなければならない。

2、前項の檢印票は、立候補の届出をした後、直ちにその交付を申請することができる。

第十一條　法第百四十四條（ポスターの數）第二項の規定によつて縣委員會が行う檢印については別記第四號樣式により作製した印を用いるものとする。

2、縣委員會は、檢印票一枚につき百枚以内のポスターに檢印するものとする。

3、檢印を受ける者は、檢印を受けたポスターが百枚に達する毎に、その檢印票を縣委員會に返納しなければならない。

4、檢印したポスターが百枚に達しないときは、檢印票の裏面に檢印したポスターの枚數を記入し、且つその印を押して差出人に返戻するものとする。

## 第四章　公營の立會演說會

第十二條　法第百五十三條（立會演說の開催主体）第二項に規定する立會演說會を開催する單位は、人口概ね五万を標準として、市の選擧管理委員會が縣委員會と協議して定めた區域とする。

2、市の選擧管理委員會は、前項の規定によつてその區域を定めたときは、直ちにその旨を告示するとともに縣委員會に報告しなければならない。

第十三條　候補者（參議院（全國選出）議員及び縣議會議員の選擧の候補者を除く。以下本章中同じ。）が當該選擧の立會演說會において、法第百五十四條（立會演說會における演說者）第二項の規定によりその代理人に演說させることのできる立會演說會の回數は、縣委員會が法第百五十六條（立會演說會への參加）の規定により候補者の加わることのできる立會演說會の日時及び會場並びに立會演說會における演說の順序を決定して、その旨を候補者に通知する際、併せて通知し、且つ、告示するものとする。

2、法第百五十七條（立會演說會への指定期日後の參加）の規定により、指定期日後に立會演說會に參加する候補者についても、その都度、其項の例によつて通知し且つ告示するものとする。

第十四條　法第百五十四條（立會演說會における演說者）第二項の規定により、候補者に代つて演說しようとする者は立會演說會を開催する市町村の選擧管理委員會に對して、その候補者の代理人であることを証明する書面を示さなければならない。但し、證明し難い事情があるときは、その旨を疏明して證明に代えることができる。

2、市町村の選擧管理委員會は、候補者に代つて演說をした者がある場合においては、直ちに、その者の住所及び氏名並びに候補者の氏名を、別記第五號樣式により縣委員會に報告しなければならない。

第十五條　法第百五十六條（立會演說會への參加）の規定により立會演說會に加わろうとする旨の届出は、選擧の期日の公示又は告示のあつた日から六日以内にしなければならない。

2、法第百五十七條（立會演說會への指定期日後の參加）の規定により、前項の期日後に立會演說會に加わろうとする旨の届出は、最初に加わるべき立會演說會開催の日前四日までに、これをしなければならない。

3、前二項の届出の樣式は、別記第六号樣式によるものとする。

第十六條　縣委員會は、法第百五十五條（立會演說會の開催計画の決定及び告示）第二項の規定により、政黨又はその

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



支部の代表者その他關係人の參集を求めてその意見を聞こうとする期日及び場所、並びに法第百五十六條（立會演說會への參加）第二項及び第四項の規定によるくじを行う日時及び場所をあらかじめ告示するものとする。

第十七條　法第百五十六條（立會演說への參加）第二項及び第四項の規定により、立會演說會において演說することができる候補者、及び各立會演說會における演說の順序をくじで定める場合において、候補者又は代理人で前條の規定により告示された時刻までに參集しない者があるときは、縣委員會の委員長は書記の中からその者の代人を定めくじを行うものとする。

第十八條　法第百五十七條（立會演說會への指定期日後の參加）第一項の規定による、指定期日後の參加の申出をした候補者の演說の順序は、指定期日前に申し出た候補者の後とする。

2、前項の場合において、指定期日後に參加の申出をした候補者が二人以上あるときは、申出の到達の順により到達が同時であるときは、くじにより、その演說の順序を定めるものとする。

第十九條　市町村の選擧管理委員會は、法第百五十八條（立會演說會開催の周知方法）第一項の規定によつて、立會演說會において演說をしようとする候補者の氏名及び黨派別を掲示する場所を、あらかじめ定めておかなければならない。この場合における掲示の場所は、その選擧の選擧運動期間中は、變更することができない。但し、天災その他避けることができない事故により、その場所に掲示することができないときはこの限りでない。

2、立會演說會において演說をする候補者の氏名及び黨派別の掲載の順序は、その立會演說會における候補者の演說の順序による。

3、法第百五十八條（立會演說會開催の周知方法）の規定による掲示は、別記第七號樣式によりこれをしなければならない。

第二十條　市町村の選擧管理委員會は、その選擧管理委員會の委員又は書記の中から、立會演說會を司會する者を定めなければならない。

第二十一條　前條の規定によつて、立會演說會を司會する者を定める場合においては、法第百五十九條（立會演說會の秩序保持）の規定によつて、その選擧管理委員會の委員以外の者で、立會演說會の秩序保持のために必要な措置をとることができる者を、同時に指定しなければならない。この場合においては、原則として、前條の規定により立會演說會を司會する者を指定するものとする。

第二十二條　候補者及び法第百五十四條（立會演說會における演說者）第二項の規定による代理人は、立會演說會の實施に關しては、立會演說會を司會する者のするすべての指示に從わなければならない。

2、候補者及び代理人は、立會演說會を司會する者のなした指示が著しく公平を失すると認めるときは、その司會する者又はその市町村の選擧管理委員會の委員長に對して異議を述べることができる。

第二十三條　候補者又は代理人で立會演說會に出席することができない事情があるときは、その立會演說會の開催の日前三日までに、遲滯なくその旨を縣委員會に届出なければならない。但し止むを得ない事情のあるときは、この限りでない。

2、候補者又は代理人が參加することができなかつた立會演說會は、その立會演說會に參加したものとして計算するものとする。

第二十四條　立會演說會において演說する候補者又は代理人は、その者の演說を開始する時刻前三十分までに、會場に到着して、立會演說會を司會する者に、その旨を申し出なければならない。

2、前項に規定する時刻までに會場に到着しなかつた者は、その立會演說會においては演說することができない但し第二十五條第一項の規定によつて次順位者を繰り上げてもなお演說が中斷され、又は中斷される虞がある場合、その他立會演說會を司會する者が正當の理由があると認める場合においては、これらの候補者又は代理人に演說をさせることができる。

第二十五條　候補者又は代理人がその演說時間の全部又は一部を使用しないために演說が中斷された場合は、その立會演說會を司會する者は、他の候補者又の代理人の順序を繰り上げて演說をさせることができる。

2、前項及び前條第二項の場合を除く外、演說が中斷されたときは、その立會演說會を司會する者は、聽衆の離散を防ぐために、適當な措置をとらなければならない。

第二十六條　立會演說會において、候補者又は代理人が法第百五十五條（立會演說會の開催計畫の決定及び告示）第一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



項の規定によつて決定されている演說時間が經過してもなお演說を止めないときは、立會演說會を司會する者は直ちにこれを止めさせなければならない。

第二十七條　天災その他止むを得ない事故により法第百五十二條(立會演說會の開催主体)の規定による立會演說會を開催することができない場合又はこれを開催することができないと認める場合においては、市町村の選擧管理委員會は、直ちにその旨を告示するとゝもに關係の候補者に通知し、且つ、これを縣委員會に報告しなければならない。

2、前項の規定による報告があつたとき、又は縣委員會が前項に規定する場合が生じ、又は生ずる虞があると認めるときは、その市町村又は他の市町村の選擧管理委員會に、その立會演說會に代る立會演說會の開催をさせることができる。

3、前項の規定による立會演說會の日時及び會場並びに演說の時間は、縣委員會が決定してその旨を告示するとゝもに、關係の候補者及び市町村の選擧管理委員會に通知するものとする。

4、前項の規定による立會演說會に關する掲示は、法第百五十八條(立會演說會開催の周知方法)第八條第二項及び第三項の例によつて行うものとする。

第二十八條　市町村の選擧管理委員會は、法第百五十三條(立會演說會の開催主体)の規定によつて立會演說會を開催する場合においては、照明、演壇、擴聲機、聽衆席等の立會演說會開催のために必要な設備(暖房の設備を除く)をしなければならない。

2、前項の規定によりなすべき施設に關し、その程度及びその他必要な事項は、市町村の選擧管理委員會において別記第八號樣式により、あらかじめ縣委員會の承認を得て、これを定めて置かなければならない。

第二十九條　本章に規定するものを除く外、縣委員會の委員長は、立會演說會を円滑に實施するため、あらかじめ又はその都度必要な措置を講ずることができる。

## 第五章　選擧公報の發行

等三十條　候補者縣議會議員の選擧の候補者を除く。以下本章中同じ。が法第百六十八條(掲載文の申請)第一項の規定による申請をするときは、別記第九號樣式による申請書を縣委員會に提出しなければならない。

2、前項の場合においては、同一掲載文二通を提出するものとする。

第三十一條　前條の規定により提出する掲載文は、縱書とし、四百字詰原稿用紙若しくはこれに準ずる半紙大の紙に一行二十字をもつて、インク又は墨を用いかい書で記載しなければならない。

2、掲載文は、通常使用する漢字、片假名、平假名、句点、讀點、鉤及びかつこを使用して記載しなければならない。

3、掲載文には、註釋を加え、又は符號　圖画、圖表及び寫眞の類は使用することができない。

4、掲載文中候補者の氏名には振假名を附けるものとする。

5、句點、讀點、鉤及びかつこは法第百六十八條(掲載文の申請)第二項の規定による字數には算入しない。

6、候補者は、選擧公報に用いる活字その他印刷の体裁については指定することができない。

第三十二條　候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、別記第十號樣式により、修正しようとするときは修正した同一掲載文二通を添え別記第十一號樣式により、その旨を申し出なければならない。

2、前項の規定による撤回又は修正の申請は、法第百六十八條(掲載文の申請)第一項の規定により、縣委員會で告示する掲載文の掲載申請の期限内になさなければならない。

第三十三條　法第百六十九條(選擧公報の發行手續)第四項の規定による掲載文の掲載順序を定めたるくじを行う期日及び場所は、別にこれを告示する。

第三十四條　掲載文は、活字をもつて印刷し、黑一色刷とする。

第三十五條　選擧公報の印刷については、必要に應じて候補者又はその代人の校合を求めることがある。但し、原文を改訂することはできない。

第三十六條　法第百六十八條(掲載文の申請)第三項の規定により掲載文の字數が超過し選擧公報に掲載しないものについては、申請者に對しては、その旨は通知しない。

第三十七條　候補者が死亡し、若しくは候補者たることを辭した場合(法第九十一條の規定に該當する場合を含む。)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

又は第三十二條の規定による掲載文撤回の申出をなした場合でも選擧公報の發行手續に着手した場合は、その發行手續は中止しないものとする。

2、選擧公報の發行前に、第三十條による申請をなした候補者全部について前項に掲ける事由が生じたときは、發行手續は中止する。

第三十八條　法第百六十八條(掲載文の申請)第一項の規定により提出された掲載文は、いかなる場合においても返還しない。

第三十九條　選擧公報は、町村については地方事務所を經て町村選擧管理委員會へ、市については直接市の選擧管理委員會へ送付する。

2、市町村選擧管理委員會は、法第百七十條、(選擧公報の配付)の規定に定める期日までに、選擧人名簿に登載された者の屬する世帶毎に、選擧公報一部を配付しなければならない。

第四十條　天災その他止むを得ない事由により選擧公報を配付することができないときは、配付を中止する。

第四十一條　選擧公報に誤りがあることを發見したときは、これを山梨縣報に登載して正誤する。

## 第六章　候補者の氏名等の掲示

第四十二條　法第百七十三條(公職の候補者の氏名等の掲示)第一項の規定により、市町村の選擧管理委員會が行う候補者(縣議會議員の選擧の候補者を除く。以下本章中同じ。)の氏名及び黨派別の掲示(以下「掲示」という。)の字体は、かい書で明瞭に墨書し、各候補者の氏名は同程度の大きさとし、且つ、振假名を附けなければならない。

第四十三條　掲示が破損し候補者の氏名が認め難くなつたときは書替その他適當の方法により、補修する等掲載の保全を圖らなければならない。

第四十四條　法第百七十四條(氏名等の掲示期間、掲載の順序その他の掲示手續)第三項の規定によりくじを行う日時及び場所は市町村の選擧管理委員であらかじめ定めておかなければならない。

第四十五條　天災その他止むを得ない事故により掲示することができないときは、これを中止することができる。

第四十六條　本章に定めるものを除く外、掲示に關しては、市町村の選擧管理委員會がこれを定める。



## 第七章　選擧運動費用の收支報告書の閲覽

第四十七條　法第百八十九條(選擧運動に關する收入及び支出の報告書の提出)の規定により縣委員會に提出された報告書の閲覽は、縣委員會の事務局においてこれをしなければならない。

第四十八條　何人も法第百九十二條(報告書の公表、保存及び閲覽)第三項の期間内においては、いつでも報告書の閲覽を請求することができる。但し、報告書の閲覽は、縣委員會の事務局時間中にこれをしなければならない。

2、前項の閲覽をするときは、別記第十二號様式の閲覽者名簿に住所、氏名等を記入しなければならない。

第四十九條　報告書の閲覽者は、閲覽に關し、縣委員會の書記長の指示に從わなければならない。

2、報告書はていねいに取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行爲をしてはならない。

3、前二項の規定に違反する者に對しては、係員はその閲覽を中止させ、又は閲覽を禁止することができる。

## 第八章　個人演說會開催の申出文書の様式

第五十條　令第百十二條(個人演說會の開催の申出)第一項の規定により個人演說會を開催しようとする候補者が市町村の選擧管理委員會に申し出る文書は、別記第十三號様式によるものとする。

## 附　則

1、この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日から適用する。

2、左の各號のものは、廢止する。

一、道府縣制第十五條第四項の規定により市町村の區域を分けて縣會議員選擧投票區を定めるの件(昭和二十二年三月十五日縣會議員選擧管理委員會告示第三號)

二、道府縣制第七十四條ノ二十一において準用する仝法第十八條第九項の規定により知事選擧投票用紙の様式を定めるの件(昭和二十二年三月十七日縣會議員選擧管理委員會告示第四號)

三、道府縣制第十八條第九項の規定による縣會議員選擧管理委員會告示第五號)

四、選擧運動の文書図畫等の特例に關する法律第十條の規定により候補者又は政治結社の代表者が選擧に關して新

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



聞に廣告することができる寸法を定めるの件(昭和二十二年三月二十日縣會議員選擧管理委員會告示第六號)

五、參議院議員選擧法施行令第五十四條の規定による參議院議員候補者の氏名及び黨派別掲示に關する規程準則を定めるの件(昭和二十二年三月二十八日縣會議員選擧管理委員會告示第十八號)

六、知事選擧公報發行規程(昭和二十二年三月二十九日縣會議員選擧管理委員會告示第十九號)

七、參議院議員候補者經歷公報發行規程(昭和二十二年三月二十九日縣會議員選擧管理委員會告示第二十一號)

八、演說による選擧運動のためにする學校その他營造物の設備の使用及び施設の公營に關する規程(昭和二十二年三月二十九日縣會議員選擧管理委員會告示第二十二號)

九、衆議院議員候補者の氏名及び黨派別掲示に關する規程準則 昭和二十二年四月五日縣會議員選擧管理委員會告示第三十號)

十、山梨縣教育委員會委員候補者經歷公報發行規則(昭和二十三年九月五日選擧管理委員會告示第三二號)

十一、公營による學校の設備につき申請者の納付すべき費用の額の基準に從う費用額の承認に關する規則(昭和二十三年九月十七日選擧管理委員會告示第三十五號)

十二、選擧運動等の臨時特例に關する法律施行令第二條の規定により議員候補者に交付する個人演說會開催の届出用紙の樣式を定めるの件(昭和二十三年十二月四日選擧管理委員會告示六十二號)

十三、衆議院議員候補者氏名掲示規則(昭和二十三年十二月四日選擧管理委員會告示第六十五號)

十四、個人演說會告知規則昭和二十三年十二月四日選擧管理委員會告示第六十六號)

十五、衆議院議員候補者經歷公報發行規則.昭和二十三年十二月四日選擧管理委員會告示第六十七号)

十六、自動車等の使用證明書發行規則(昭和二十三年十二月四日選擧管理委員會告示第六十八號)

十七、立會演說會規則(昭和二十三年十二月四日選擧管理委員會告示第六十九號)

十八、選擧運動等の臨時特例に關する法律第二十二條第一項の規定による主として衆議院議員選擧の選擧運動のために使用される自動車、擴聲機及び船舶になすべき表示を定めるの件(昭和二十三年十二月九日選擧管理委員會告示第七十號)

十九、選擧運動等の臨時特例に關する法律第二條の規定により衆議院議員候補者の政見を選擧人に周知させるため立會演說會を開催しなければならない町村指定の件(昭和廿三年十二月十六日選擧管理委員會告示第七十一號)

二十、選擧運動等の臨時特例に關する法律第九條第一項の規定により市町村の選擧管理委員會が指定した個人演說會を開催することができる施設を定めるの件(昭和二十三年十二月二十三日選擧管理委員會告示第七十三號)

二十一、選擧運動等の臨時特例に關する法律施行令第十四條の規定により交通至難の區域における個人演說會開催のために同令第二條の規定により議員候補者に交付する個人演說會開催の届出用紙の樣式を定めるの件(昭和二十三年十二月二十四日選擧管理委員會告示第七十四號)

二十二、選擧運動等の臨時特例に關する法律施行令第十四條の規定により交通至難の區域における個人演說會の回數を定めるの件(昭和二十三年十二月二十四日選擧管理委員會告示第七十五號)

二十三、選擧運動等の臨時特例に關する法律第十八條の規定により議員候補者及び政黨その他の政治團体又はその支部の代表者が選擧に關し廣告することのできる廣告の寸法及び新聞を定めるの件(昭和二十三年十二月二十四日選擧管理委員會告示第七十六号)

二十四、選擧運動等の臨時特例に關する法律第三條第二項の規定により議員候補者がその代理人をして演說させることのできる立會演說會の回數を定めるの件(昭和二十四年一月二日選擧管理委員會告示第二號)

第一號樣式

表

第　號

證明書

使用物件

右物件は……候補者(氏名)の選擧運動のため使用するものであることを証明する

年　月　日

山梨縣選擧管理委員會
委員長　(氏　名)

◀……6センチ……▶

裏

この証明書は交付を受けた候補者が候補者たることを辭したとき若しくは候補者たることを失つたときは無効となり、これを山梨縣選擧管理委員會に返納しなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第二號樣式

備考

1、この表示は山梨縣選擧管理委員會において調製する。

2、台地は白色にして木板として四隅に小孔を穿つ。

3、(選)の標識は赤色としその他の文字は黒色とする。



第三號樣式

第四號樣式

表

候補者　氏　　名印
何々候補者
選擧用ポスター
検印票
山梨縣選擧管理委員會㊞

裏

| 検印枚數 | 選擧管理委員會印 |
|---|---|
| 枚 | |
| 枚 | |
| 枚 | |
| 計　100枚 | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第五號樣式

## 立會演說會代理演說者報告書

| | |
|---|---|
| 立會演說會場 | |
| 立會演說日時 | |
| 議員候補者に代つて演說した者 | 住所<br>氏名 |

年　月　日

何市（町）（村）選擧管理委員會
委員長（氏　　名）㊞

當該議員候補者氏名

山梨縣選擧管理委員會
委員長（氏　　名）殿



第六號樣式

## 立會演說會參加届

公職選擧法第百五十三條の規定により開催される左記立會演說會に同法第百五十六條（第百五十七條）の規定により加わりたいのでお届け致します。

記

| 日 | 時 | 開催市町村 | 會場 | 希望順位 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第　日 | 時より | | | | |
| 第　日 | 時より | | | | |
| 第　日 | 時より | | | | |
| 第　日 | 時より | | | | |
| 第　日 | 時より | | | | |
| 第　日 | 時より | | | | |

年　月　日

住所
候補者（氏　　名）㊞
連絡場所（電話番號　　）

山梨縣選擧管理委員會
委員長（氏　　名）殿

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第七號樣式

開催日時　年　月　日　時より

（何々）候補者　立會演說會

會場

何市（町）（村）選擧管理委員會

| 黨派 | 氏名 |
|---|---|
| 演說する候補者 | ……（振假名を附する） |



四六半藏判（B2）

第八號樣式

立會演說會場設備承認願

| 立會演說會場 | | |
|---|---|---|
| 會場面積 | 坪 | |
| 收容人員 | 人 | |
| 設備の內容 | 演壇 | 個數、寸法等 |
| | 聽衆席 | 椅子、疊敷等（數量、種類を附記） |
| | 照明 | 電燈個數、光度、停電等の場合に對する設備等 |
| | 擴聲機 | 種類、型式、個數等 |
| | その他 | 待機中の議員候補者のための椅子その他 |

會場見取圖（平面圖）を別紙として添付のこと。

立會演說會場の設備を右のように致したいので承認願いたい。

年　月　日

何市（町）（村）選擧管理委員會

委員長（氏　　名）㊞

山梨縣選擧管理委員會

委員長（氏　　名）殿

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第九號樣式

## 選擧公報掲載申請書

公職選擧法第百六十八條第一項の規定によつて選擧公報の掲載を受けたいので左記の通り申請します

年　月　日　　何々候補者（氏　　名）㊞

山梨縣選擧管理委員會委員長（氏　　名）殿

記

一、掲載文　別紙のとおり
一、掲載文の字數　何　字
一、通信受領の場所及び電話番號

第十號樣式

選擧公報掲載文の掲載を受けないための申請書

何年何月何日付で申請した掲載文は選擧公報に掲載を受けないことを申し出ます。

年　月　日　　候補者（氏　　名）㊞

山梨縣選擧管理委員會委員長（氏　　名）殿



第十一號樣式

## 選擧公報掲載文修正申請書

何年何月何日附で申請した掲載を別紙のとおり修正下されたく修正掲載文二通を添えて申請します。

年　月　日　　候補者（氏　　名）㊞

山梨縣選擧管理委員會委員長（氏　　名）殿

第十二號樣式

| 閲覽年月日 | 住所 | 氏名 | 職業 | 年令 | 閲覽予定時間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第十三號樣式

# 個人演說會開催申出書

一、使用すべき施設
二、開催すべき日時
三、候補者氏名及び黨派別

右のとおり個人演說會を開催したいので公職選擧法第百六十三條の規定により申し出ます。

年　月　日

候補者（氏　　名）㊞
（連絡場所
電話番號　　）

市
村町　選擧管理委員會委員長殿

備考

この申出は、開催すべき期日前二日までにしなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

absentee voting 15c

昭和二十五年五月

# 不在者投票要領

山梨縣選擧管理委員會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 不在者投票要領

凡例　法＝公職選擧法
　　令＝公職選擧法施行令

## 一、不在投票のできるもの（法四九）

選擧人で次の事由により選擧の當日自ら投票所に行き投票できない者である。

1、その屬する投票區のある郡市の區域外（選擧に關係ある職務に從事する者にあつてはその投票區の區域外に）において職務又は業務に從事中であること。

選擧人がその屬する投票區のある郡市の區域外（選擧に關係のある職務に從事する者にあつてはその屬する投票區の區域外）において職務又は業務に從事中であるべきこと―投票區所在の郡市の區域外で職務又は業務に從事中であることが必要である。

投票區所在の郡市の區域内において職務、又は業務に從事中の場合には、不在者投票は出來ない。たゞ選擧に關係のある職務に從事する者は、たとえそれがその投票區所在の郡市の區域内であつても、その所屬投票區の區域外において職務に從事中の場合に限り、不在者投票が認められる。

職務と業務とは、公私による區別で、「職務」とは、公務員の場合の仕事を意味し、「業務」とは、私人の場合の仕事を意味する。

職務も業務もいずれも同一種類の行爲を繼續的に反復して行う場合の觀念であるから、單に趣味のためにする場合は、社會通念上そのうちに含まないものと解する。しかし例へば學生、生徒の如く學業に從事してゐる者の場合は、これに含まれる。

「選擧に關係のある職務」とは、單に選擧事務というよりその觀念が廣く、投票所の監視、選擧の取締等の職務を含む。「從事中であるべきこと」とは、その選擧の當日、從事中であることが豫定せられることを意味する。

2、右の外、やむを得ない用務又は事故のためその屬する投票區のある郡市の區域外に旅行又は滯在中であるこ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

と。

選擧人がやむを得ない用務又は事故のため、その屬する投票區のある郡市の區域外に旅行中、又は滯在中であるべきこと—「用務」とは、職務上又は業務上の用務は勿論、一切の公私の用務を意味し、「事故」とは出來事その他の故障を意味する。旅行中と滯在中とは期間の長短による區別で、「旅行中」とは、期間が短い場合を意味し、「滯在中」とは、期間が長く繼續する場合を意味する。

3、右の外疾病、負傷、姙娠、不具のため、若しくは產褥にあるため歩行が著しく困難であること又は監獄（代用監獄を含む）若しくは少年院に收容中であること。

選擧人が疾病、負傷、姙娠、不具、若しくは產褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと、又は監獄、若しくは少年院に收容中であるべきこと—右の事由は、選擧人がその所屬の投票區のある郡市の區域內において該當するとその區域外において該當するとを問わない。この場合、二つに區別する事ができる。

（イ）、疾病、負傷、姙娠、不具、又は產褥にあるため、歩行が著しく困難であるべきことが必要である。

爲には特に醫師、齒科醫師、又は助產婦の證明が必要である。

（ロ）、監獄又は少年院に收容中であるべきことが必要である。これは本法において、新に認められたもので、いわゆる未決拘留中の者に對する不在者投票の問題である。

從來はこのような場合に、法第四十九條第二號（前記(2)中の選擧人がやむを得ない事故のためその屬する投票區のある郡市の區域外に滯在中であるべきこととの解釋によつて、一部これを認めてきたのであるが、同規定の解釋では、投票區所在の郡市の區域外において拘留中の者に限られ、却つて投票區所在の郡市の區域內に拘留中の者は、不在者投票をなし得ない矛盾があつた。右の改正は、この点を解決する爲に採られた措置である。

「監獄に收容中」とは、監獄法による監獄に收容中の場合、即ちいわゆる未決拘留中の場合をいゝ、既決の場合を含まない觀念である。既決の者は選擧權を有しないから（法一一）、不在者投票の問題を生ずる餘地がないなお未決の者であつても、警察署に單に抑留中の者は含まない。從つてこゝで監獄に收容中というのは、監獄のうち懲役監、及び禁錮監に拘禁中の者を除き、拘留場、拘置監（拘置所）及び代用監獄にされた警察署附屬の留置場に收容中の場合を指す（監獄法一、法務府設置法一三の三）。

例えば拘留刑執行のため拘留場に拘置中の者（刑法一六）、罰金不完納のため勞役場に留置中の者（刑法一八）、刑事被告人として拘留中の者（刑訴六〇）、被疑者として拘留中の者（刑訴二〇五）等をいう。

「少年院に收容中」とは、少年法による少年院に收容中の場合、即ち初等少年院（十四才以上十六才未滿收容）及び中等少年院（十六才以上二十才未滿收容）を除き、特別少年院（十八才以上二十三才未滿收容）、及び醫療少年院（十四才以上二十六才未滿收容）に收容中の場合をいう。（少年院法一六、一七）。

は含まない、（少年院法二）。少年觀護所、及び少年鑑別所

## 二、不在者投票の方法

（一）、投票用紙及び投票用封筒の交付の請求（令五〇）

1、請求の期間

選擧期日の公示又は告示のあつた日から選擧期日の前日まで。

2、請求先

選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村の選擧管理委員會の委員長

3、請求の方法

自ら出頭し又は郵便をもつて請求するのであるが、この場合選擧の當日自ら投票所に行き投票をすることができないことを證するため、それ〴〵の事由の如何により5、（證明書の發行者）に掲げる者の證明書を併せて提出しなければならない。但し、正當な事由によつて右の證明書を提出することができないときは別記樣式による疏明書を提出すればよい。

なお次の場合には請求と同時にその旨を申立てなければならない。

イ、現に職務若しくは業務に從事し若しくは滯在している地の市町村において投票しようとするとき又は病院

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

監獄、代用監獄若しくは少年院において投票しようとするとき或はその現在する場所において投票の記載をしようとするとき。

ロ、点字により投票をしようとするとき。

4、請求の方法の特例 （令五三）

イ、3（請求の方法）に掲げるものゝ外、選擧人が疾病、負傷、姙娠若しくは不具のため又の産褥にあるため歩行が著しく困難である場合にその現在する場所において投票の記載をしようとするときは同居の親族によつて文書により請求及び申立することができる。

ロ、（二）（不在者投票管理者）に述べる不在者投票管理者たる病院の院長、監獄の長、代用監獄の管理者又は少年院の長は、それ〴〵の病院、監獄、代用監獄又は少年院に入院拘禁又は收容中の選擧人の依頼があつた場合、自ら又はその代理人によつてこれらの選擧人に代つて文書により請求又は申立てができる。

5、證明書の發行者 （令五二）

イ、一の1に掲ける事由に關しては選擧人が從事している職務若しくは業務に係る官公署、會社、事業所、その他これに準ずるものゝ長又はその代理人。

ロ、一の2に掲げる事由に關しては、右の者の外選擧人の住所地の市町村長又は當該用務若しくは事故のため旅行中若しくは滯在中の地の市町村長、醫師、齒科醫師、若しくは助産婦。

ハ、一の3に掲ける事由に關しては、醫師、齒科醫師、若しくは助産婦又は監獄の長、代用監獄の管理者、若しくは少年院の長。

右に掲ける者は證明書の交付の請求を受けた場合、その事實があると認めるときは直ちに證明書を交付しなければならない。

（二）、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票證明書の交付 （令五三）

市町村の選擧管理委員會の委員長は投票用紙等の交付請求を受けたときは、直ちにその選擧に用いる選擧人名簿又はその抄本（以下選擧人名簿という）と對象してその請求をした選擧人が正當な理由に因つて不在者投票をなし



得る者であると認めたら投票用紙及び投票用封筒を選擧人（同居の親族、不在者投票の管理者又はその代理人）に交付又は郵送し選擧人名簿にその旨を附箋しておくこと。なおこの場合次の事項に注意を要する。

1、選擧人が他の市町村で投票をしようとするものであるとき又はその現在いる場所で投票又は投票の記載をしようとするものであるときは次の事項を記載した不在者投票證明書を作製し、これを不在者投票管理者の印を押捺すること）その裏面に署名、捺印し旨を表示した封筒に入れ封緘し（封緘の箇所に不在者投票管理者の印を押捺すること）その裏面に署名、捺印しこれを投票用紙及び投票用封筒と同時に交付し又は郵送すること。

（1）、選擧人の氏名

（2）、選擧人名簿調製期日における選擧人の住所

（3）、選擧人の生年月日

（4）、職務又は業務及びやむを得ない用務又は事故

（5）、職務又は業務に從事中であるべき地、旅行中又は滯在中であるべき地、若しくは病院、監獄、代用監獄若しくは少年院の名稱又は選擧人の現在する場所。

（6）、その他の事項（本人であるか、どうかの認定につき參考となる事項）

2、選擧人が點字により投票をしようとするものであるときは、投票用紙に點字投票である旨の印をおしてこれを投票用封筒とゝもに交付し又は郵送すること。

（三）、不在者投票管理者 （令五五）

1、一の1の事由によるときは選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村の選擧管理委員會の委員長又はその現に職務若しくは業務に從事する地の市町村の選擧管理委員會の委員長。

2、一の2の事由によるときは選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村の選擧管理委員會の委員長又は現に旅行し若しくは滯在している地の市町村の選擧管理委員會の委員長。

3、一の3の事由によるときは選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村の選擧管理委員會の委員長。

4、都道府縣選擧管理委員會が指定する病院に入院中の者についてはその病院の院長。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

5、監獄又は代用監獄に拘禁中の刑事、被告人及び被疑者並びに勞役場に留置中の罰金又は科料の刑に處せられた者については、その監獄の長又は代用監獄の管理者。

6、少年院に收容中の保護處分に付された者についてはその少年院の長。

註＝4に云う病院の院長が候補者となつた場合は不在者投票管理者の職務を行うことができない、この場合においては院長の職務を代理すべき醫師若しくは齒科醫師が不在者投票の管理者となる。

(四)、投票の手續（令五六、五七、五八、五九）

1、選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村において投票する場合。

イ、投票をすることのできる者（令五六）

(4)一の1乃至3の事由に該當する選擧人。

ロ、手續

選擧人は選擧の期日の前日までに投票用紙及び投票用封筒を不在者投票管理者であるその市町村の選擧管理委員會の委員長に提示して點檢を受け不在者投票管理者が管理する投票記載の場所で投票用紙に自ら記載しこれを投票用封筒に入れて封緘し、投票用封筒の表面にその氏名を記載して直ちにこれを不在者投票管理者に提出する。

2、選擧人が現に職務若しくは業務に從事する地、又は現に旅行し若しくは滯在する地の市町村で投票する場合（令五七）

イ、投票をすることのできる者

一の1又は2の事由に該當する選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村の選擧管理委員會の委員長より投票用紙及び投票用封筒不在者投票證明書の交付を受けた者。

ロ、手續

選擧人は選擧の期日の前日までに投票用紙及び投票用封筒及び不在者投票證明書（封筒のまゝ）を不在者投票管理者であるその地の市町村の選擧管理委員會の委員長に提示する。不在者投票管理者は投票用紙及び投票用封筒を點檢して不在者投票證明書の入つている封筒を開封し不在者投票證明書を調査した上1の例により投票をなさしめる。

(註) 不在者投票管理者の留意しなければならない事項。

(1)、投票に際して、その市町村の選擧人名簿に登錄された者を立合わせる。

(2)、身体の故障又は文盲であることを理由として代理投票をしようとするものがあるときは、その申請に基いて(1)によつて立會わせた、者の意見を聞いてその選票人の投票の記載を補助すべき者二人を定めてその一人に投票の記載をする場所において投票用紙にその選擧人が指示するところの候補者一人の氏名を記載させて、他の一人を立會わせる。

(3)、右による代理投票の場合は假投票の規定が準用されている。

3、選擧人が現在いる場所で投票の記載をする場合（令五八）

イ、投票をすることのできる者。

(一)の2又は3の事由に該當する選擧人で疾病、負傷、姙娠若しくは、不具のため又は產褥にあるために歩行が著しく困難であることを理由として選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村の選擧管理委員會の委員長より不在者投票用紙及び投票用封筒並びに不在者投票証明書の交付を受けた者。

ロ、手續

選擧人は投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記載して投票用封筒に入れて封緘し投票用封筒の表面に選擧人の氏名、投票記載の年月日及び場所を記載して更にこれを不在者投票証明書の入つている封筒を一諸に他の適當な封筒に入れて封緘しその表面に投票が在中する旨を明記し裏面に氏名を記載して選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村の選擧管理委員會の委員長に對して選擧の期日の前日までに到達するように郵送するか又は同日までに同居の親族によつて提出しなければならない。

右の場合選擧人が身体の故障に因つて自ら投票の記載をすることができないときは他人をして記載させることができる但し文盲者についてはこの場合は他人をして記載させることはできない)がこの場合記載人は投

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

票用封筒の表面にその旨並びにその者の住所及び氏名を記載しなければならない。（令五八）

4、人院患者、拘禁中の刑事被告人及び被疑者並びに少年院に收容中の者の投票の特例。

イ、投票のできる者

一の2及び3に該當する事由によつて投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた縣選擧管理委員會の指定した病院に入院中の者、監獄又は代用監獄に拘禁中の刑事被告人及び被疑者並びに勞役場に留置中の罰金又は科料の刑に處せられた者、少年院に收容中の保護處分に付された者。

ロ、手　續

選擧人は選擧期日の前日までに、その投票用紙及び投票用封筒をそれぞれの不在者投票管理者に提示して點檢を受けそれぞれの不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所で（四）の1選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村において投票する場合）の手續に準じて投票をすること。（令五九）

（註）不在者投票管理者は右の場合次のように措置すること

選擧人又は同居の親族が交付を受けた不在者投票証明書を封筒のまゝ提出させ、封筒を開きこれを調べた後、投票をさせなければならない。

選擧權を有する者に投票に立ち會わせなければならない。

不在者投票の代理投票及び仮投票はこの場合においても準用されることに注意。

なお1にいう選擧人が疾病、負傷、姙娠、若しくは不具のため又は產褥にあるために歩行著しく困難であるために不在者投票管理者の承認を受けたときは、その現在いる場所で投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記載して投票用封筒に入れて封緘し投票用封筒の表面に署名して不在者投票管理者に提出しなければならない。

（註）1、不在者投票管理者はこの場合において選擧人又は同居の親族が交付を受けた不在者投票証明書を封筒のまゝ提出させて開封しこれを調べた後でなければ承認をすることができない。

2、身体の故障（文盲は含まない）による選擧人に對しては代理が投票できる。



## 三、不在者投票の處置

（一）、不在者投票管理者及び市町村の選擧管理委員會の委員長のなすべき事項（令六〇）

1、不在者投票管理者は（四）の1（選擧人が登錄されている選擧人の屬する市町村において投票する場合）2（選擧人が現に職務若しくは業務に從事する地又は現に旅行し若しくは滯在する地の市町村で投票する場合）及び

4（入院患者拘禁中の刑事被告人及び被疑者並びに少年院に收容中の者の投票特例）の投票を受領したときは、投票用封筒の表面に投票の年月日及び場所と記載し、投票に立會わしめた者とともにこれに署名し、更にこれを不在者投票證明書とともに他の適當な封筒に入れて封緘しその表面に投票在中の旨を明記しその裏面に署名捺印しこれを選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する投票區の投票管理者（四）の1及び4の場合にあつては選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村の選擧管理委員會の委員長）に送致し又は郵便をもつて送付すること。

2、選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村の選擧管理委員會の委員長は二の（四）の3（選擧人の現在する場所において投票する場合）の投票の送付又は提出を受けたときは不在者投票證明書の入つている封筒を開封し投票を点檢した後に右によつて投票の送致又は送付を受けたときは投票及び不在者投票證明書を選擧人の屬する投票區の投票管理者に送致すること。

3、選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村の選擧管理委員會の委員長は二の（一）（投票用紙及び投票用封筒の請求）（證明書の發行者）二の（二）（投票用紙、投票用封筒、及び不在者投票證明書の交付）二の（四）（選擧人が登錄されている選擧人名簿の屬する市町村において投票する場合）及び1によつてとつた措置の概要を記載した調書を作製してこれに署名し關係のある投票管理者に送致すること。（關係のある投票區が二以上あるときは右の調書又はその抄本をもつて代えることができること）

（二）、投票管理者のなすべき事項（令六二）

1、投票所を閉じる時刻までに三の（一）の1、2による投票の送致を受けたときは送致に用いられた封筒を開いて

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



その中に入つている投票及び不在者投票證明書を一時そのまゝ保管する。

2、投票箱を閉じる前に、投票立會人の意見を聞いて右により保管してある投票を受理すべきかを決定する。

3、右により受理の決定を受けた投票で（四）（投票の手續）中の代理投票の假投票の適用を受けた者があるときは投票立會人の意見を聞いてこれを拒否するかどうかを決定すること。

4、2により受理の決定を受け且つ、3により拒否の決定を受けない投票は直ちに投票箱に入れなければならない。

5、2により受理すべきでないと決定された投票又は3による拒否の決定を受けた投票については、更にこれをその投票用封筒に入れて假に封をしてその表面に2、による不受理の決定又は3による拒否の決定があつた旨を記載して投票箱に入れなければならない。これらの投票は法第五十條第三項及び第五項の投票（假投票）とみなされる。

6、投票所を閉じるべき時刻を經過した後に三の（一）の1（不在者投票の送致）の投票の送致を受けたときは、送致に用いられた封筒を開き投票用封筒の裏面に受領年月日及び時刻を記載して開票管理者に送致すること。

（三）、開票管理者のなすべき事項（令七六）

三の（二）の6（投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置）により投票管理者より送致を受けた投票はその封筒を開かないで不受理の決定をした投票とともに封印し市町村の選挙管理委員會（數町村の區域を區域とする開票區にあつては關係町村の選挙管理委員會の協議によつて定めた町村の選挙管理委員會又は縣選挙管理委員會が指定した町村の選挙管理委員會）に送付すること。

## 五、その他（令六四）

1、不在者投票のため交付を受けた投票用紙及び票用封筒は選挙の當日、投票所においては、使用することはできない。

2、不在者投票のため交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙期日の前日までに不在者投票をしなかつたときはその投票用紙及び投票用封筒（二の（二）投票用紙、投票用封筒及び（不在者投票證明書の交付）により交付を受けた不在者投票證明書があるときは投票用紙、投票用封筒及び不在者投票證明書）を投票管理者に返して法第四十四條（投票所における）投票の規定による投票ができる。

3、二の（二）の1によつて不在者投票證明書の交付を受けた選挙人はその登録されている選挙人名簿の屬する市町村の不在者投票管理者に不在者投票證明書を提出して二の（四）選挙人が登録されている選挙人名簿の屬する市町村で投票する場合による投票をすることができる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

別記様式

# 疏明書

一二

住所　山梨縣　郡(市)　町(村)　番地
職業　何々(なるべく詳細に記入すること)
選挙人　氏　　名
年　月　日生

右者左の事由によつて選挙の當日投票所に行き投票をすることができませんのでその旨茲に疏明します。

年　月　日

記

選挙人　氏　　名㊞

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

#1

昭和二十五年六月四日執行

参議院議員選挙 投票所に関する調

山梨縣選挙管理委員會

Polling Places

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 郡市別投票所の数の調

| 郡市名 ＼ 種別 | 投票所数 |
|---|---|
| 甲府市 | 二一 |
| 東山梨郡 | 六七 |
| 西山梨郡 | 一四 |
| 東八代郡 | 四五 |
| 西八代郡 | 五八 |
| 南巨摩郡 | 六一 |
| 中巨摩郡 | 七八 |
| 北巨摩郡 | 九三 |
| 南都留郡 | 八〇 |
| 北都留郡 | 六〇 |
| 合計 | 五五二七 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

甲府市

| 投票区名 | 投票所の場所 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|---|
| 第一 | 甲府市役所 | 第十二 | 湯田小學校 |
| 第二 | 相生小學校 | 第十三 | 伊勢小學校 |
| 第三 | 昌日小學校 | 第十四 | 里垣小學校 |
| 第四 | 穴切小學校 | 第十五 | 甲府市役所相川出張所 |
| 第五 | 西中學校 | 第十六 | 甲府市下積翠寺町興因寺 |
| 第六 | 朝日小學校 | 第十七 | 國母小學校 |
| 第七 | 山梨縣立盲唖學校 | 第十八 | 貢川小學校 |
| 第八 | 新紺屋小學校 | 第十九 | 千塚小學校 |
| 第九 | 富士川小學校 | 第二十 | 北中學校 |
| 第十 | 塚美小學校 | 第二十一 | 池田小學校 |
| 第十一 | 商業高等學校 | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

東山梨郡

| 町村名 | 投票区名 | 投票所ノ場所 |
|---|---|---|
| 岡部村 | 第一 | 松本公会堂 |
| | 第二 | 國府公会堂 |
| | 第三 | 鎮目岡部小学校 |
| 春日居村 | 第一 | 別田保泉寺 |
| | 第二 | 桑戸春日居小学校 |
| | 第三 | 小松長慶寺 |
| 山梨村 | 第一 | 落合公民会館 |
| | 第二 | 万力公会堂 |
| 八幡村 | 第一 | 北公会堂 |
| | 第二 | 市川八幡村役場 |
| | 第三 | 堀内堀内小学校 |
| 岩手村 | 第一 | 西岩手小学校 |
| 西保村 | 第一 | 西保中萱神社 |
| | 第二 | 牧手西保村役場 |
| | 第三 | 北京洞雲寺 |

| 町村名 | 投票区名 | 投票所ノ場所 |
|---|---|---|
| 中牧村 | 第一 | 倉科中屋中牧小学校 |
| | 第二 | 北甲区沼田忠福宅 |
| | 第三 | 田屋区公会堂 |
| 諏訪町 | 第一 | 堀ノ内諏訪町役場 |
| | 第二 | 千野々宮公会堂 |
| | 第三 | 仙口分教場 |
| | 第四 | 室伏公会堂 |
| 三富村 | 第一 | 上釜口三富小学校 |
| | 第二 | 徳和徳和公会堂 |
| | 第三 | 川浦川浦小学校 |
| | 第四 | 広瀬広瀬分教場 |
| 松里村 | 第一 | 御屋敷松里村役場 |
| | 第二 | 上甲尻第一分教場 |
| | 第三 | 下上ノ平第二分教場 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| | | |
|---|---|---|
| 日下部町 | 第一 | 小原西 法蔵寺 |
| | 第二 | 小原東 日下部町役場 |
| 後屋敷村 | 第一 | 三ヶ所 後屋敷小学校 |
| 加納岩町 | 第一 | 大野 公会堂 |
| | 第二 | 下神内川 公会堂 |
| | 第三 | 上神内川 加納岩町役場 |
| | 第四 | 下石森 公会堂 |
| | 第五 | 上石森 公会堂 |
| 日川村 | 第一 | 町田中 藤名院 |
| | 第二 | 歌田 日川小学校 |
| | 第三 | 上栗原 海島寺 |
| 勝沼町 | 第一 | 勝沼上町 公会堂 |
| | 第二 | 〃 勝沼町役場 |
| | 第三 | 等々力 公会堂 |
| 大和村 | 第一 | 初鹿野 大和小学校 |
| | 第二 | 田野 分教場 |
| | 第三 | 初鹿野 大和分教場 |
| 菱山村 | 第一 | 菱山 小学校 |

| | | |
|---|---|---|
| 東雲村 | 第一 | 休息 東雲小学校 |
| | 第二 | 山 山中 御堂 |
| | 第三 | 小佐手 公会堂 |
| | 第四 | 綿塚 公会堂 |
| 奥野田村 | 第一 | 熊野 奥野田村役場 |
| | 第二 | 中牛 奥願 正寺 |
| 塩山町 | 第一 | 千野 公会堂 |
| | 第二 | 上於曽 塩山小学校(二) |
| | 第三 | 〃 塩山町役場 |
| | 第四 | 〃 塩山小学校(一) |
| | 第五 | 上塩后 法昌寺 |
| | 第六 | 赤尾 稱泉寺 |
| 大藤村 | 第一 | 中萩原 大藤小学校 |
| | 第二 | 下栗三野 孤 泉寺 |
| 神金村 | 第一 | 上萩原 神金小学校 |
| | 第二 | 上小田原 天満宮 |
| | 第三 | 勝新 勝沼分教場 |
| | 第四 | 一ノ瀬 一ノ瀬分教場 |
| 玉宮村 | 第一 | 柳平 玉宮中学校 |
| | 第二 | 平沢 平沢分教場 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

西山茶郡

| 町村名 | 投票所名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 山城村外二ヶ村組合 | 第一 | 山城外二ヶ村山城村外二ヶ村組合役場 |
| | 第二 | 住吉上法立寺 |
| | 第三 | 朔日村下谷井淨光寺 |
| 玉湯村 | 第一 | 上河原玉湯中学校 |
| | 第二 | 玉湯村役場玉湯村農業協同組合 |
| 大東村 | 第一 | 大東村役場大東村第一投票所 |
| | 第二 | 中野公会堂 |
| | 第三 | 倭文公民館 |
| 能義村 | 第一 | 能義小学校 |
| | 第二 | 能義村役場能義村第二投票所 |
| 母里村 | 第一 | 母里村第三投票所 |
| | 第二 | 母里小学校 |
| | 第三 | 母里村役場 |
| | 第四 | 北浦公会堂 |
| | 第五 | 北浦村役場北浦村第五投票所 |

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

東八代郡

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 石和町 | 第一 | 市部小学校講堂 |
| | 第二 | 四日市場恵方寺 |
| | 第三 | 川中島公会堂 |
| 英村 | 第一 | 英小学校 |
| 錦生村 | 第一 | 錦生小學校 |
| | 第二 | 二ノ宮公会堂 |
| | 第三 | 金川原西念寺 |
| | 第四 | 下野原公会堂 |
| 一宮村 | 第一 | 北都塚公会堂 |
| | 第二 | 末木公会堂 |
| | 第三 | 一宮村役場 |
| | 第四 | 田中瑞蓮寺 |
| 相興村 | 第一 | 中尾相興小学校 |
| | 第二 | 上岩崎青年会館 |
| 祝村 | 第二 | 下岩崎祝小學校 |

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 浅間村 | 第一 | 塩田超願寺 |
| | 第二 | 上塚浅間小學校 |
| | 第三 | 石原浅間中学校 |
| 黒駒村 | 第一 | 若宮黒駒小学校 |
| | 第二 | 藤木藤木分教場 |
| | 第三 | 新上宿公民館 |
| | 第四 | 下黒駒公民館 |
| 花鳥村 | 第一 | 奈良原公会堂 |
| | 第二 | 花鳥小学校 |
| | 第三 | 大野寺公会堂 |
| 八代村 | 第一 | 八代村役場 |
| | 第二 | 北公会堂 |
| | 第三 | 高家公会堂 |
| | 第四 | 岡公会堂 |
| | 第五 | 増田公会堂 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 御所村 | 第一 | 御所小学校 |
| 富士見村 | 第一 | 富士見村役場 |
| 境川村 | 第一 | 境川小學校 |
| | 第二 | 石橋農協組合 |
| | 第三 | 境川農協藤野支所 |
| | 第四 | 寺尾分教場 |
| 柏村 | 第一 | 上曽根柏村役場 |
| | 第二 | 下曽根柏中学校 |
| 芦川村 | 第一 | 上芦川分教場 |
| | 第二 | 中芦川芦川中学校 |
| | 第三 | 鶯宿分教場 |
| 右左口村 | 第一 | 下向山右左口中学校 |
| 豊富村 | 第一 | 豊富村役場 |
| | 第二 | 木原公会堂 |
| | 第三 | 浅利青年館 |

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

西八代郡

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 上九一色村 | 第一 | 古関 上九一色小学校 |
| | 第二 | 精進 分教場 |
| | 第三 | 本栖 分教場 |
| | 第四 | 本栖三ケ水 豊茂 分教堂 |
| 下九一色村 | 第一 | 高萩 下九一色村役場 |
| | 第二 | 下芦川 分教場 |
| | 第三 | 折・間 分教場 |
| 大塚村 | 第一 | 大塚小学校 |
| | 第二 | 同林 公会堂 |
| 上野村 | 第一 | 大作上野小学校 |
| | 第二 | 〃 上野小学校 |
| 市川大門町 | 第一 | 市川大門町役場 |
| | 第二 | 市川幼稚園 |
| | 第三 | 市川中学校 |
| | 第四 | 市川小学校 |
| 高田村 | 第一 | 印沢 高田中学校 |
| 大同村 | 第一 | 大同村役場 |
| | 第二 | 下鳥居 妙増寺 |
| | 第三 | 八之尻 公会堂 |
| | 第四 | 釜田 分教場 |
| | 第五 | 羽鹿島 公会堂 |
| 山保村 | 第一 | 帯名 公会堂 |
| | 第二 | 山保村役場 |
| | 第三 | 四尾連 淨泉寺 |
| | 第四 | 堀切 堀切本明寺 |
| | 第五 | 三保 分教場 |
| 落居村 | 第一 | 落居小学校 |
| | 第二 | 岩下 分教場 |
| 岩間村 | 第一 | 岩間村役場 |
| 鰍沢村 | 第一 | 鰍沢村役場 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| 町村名 | 投票区 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 宮系村外二ヶ村組合 | 第一 | 山宮小學校 |
| | 第二 | 鴨狩津向村事務所 |
| 久那土村 | 第一 | 久那土村役場 |
| | 第二 | 三沢三沢区事務所 |
| | 第三 | 道分教場 |
| 古関村 | 第一 | 古関中學校 |
| | 第二 | 古関小學校 |
| | 第三 | 根子分教場 |
| | 第四 | 磯分教場 |
| 富里村 | 第一 | 富里村役場 |
| | 第二 | 富里中学校 |
| | 第三 | 移山分教場 |
| | 第四 | 北川分教場 |
| | 第五 | 波高島高島分教場 |
| | 第六 | 下部分教場 |
| 共和村 | 第一 | 共和中學校 |
| | 第二 | 宮本公民館 |

| 町村名 | 投票区 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 共和村 | 第三 | 一色分教場 |
| 大河内村 | 第一 | 上八木沢共有公会堂 |
| | 第二 | 帯金小学校 |
| | 第三 | 大河内村役場 |
| | 第四 | 大島大和小学校 |
| | 第五 | 大島農協組合 |
| 栄村 | 第一 | 内船栄公会堂 |
| | 第二 | 栄中學校 |
| | 第三 | 井出公会堂 |
| | 第四 | 十島公会堂 |
| | 第五 | 上佐野佐野分校 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 南巨摩郡

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 増穂村 | 第一 | 村役場 |
| | 第二 | 台米公會堂 |
| | 第三 | 長沢公會堂 |
| | 第四 | 青柳公會堂 |
| 穂積村 | 第一 | 穂積小學校 |
| | 第二 | 高下分教場 |
| | 第三 | 平尾宗林寺 |
| 鰍澤町 | 第一 | 鰍沢町二區授産所 |
| | 第二 | 鰍沢小學校講堂 |
| | 第三 | 入町公會堂 |
| | 第四 | 栄町公會堂 |
| | 第五 | 鬼島分教場 |
| 五南村 | 第一 | 五南村役場 |
| | 第二 | 十谷分教場 |
| | 第三 | 長知沢公會堂 |
| | 第四 | 箱原分教場 |
| 五南村 | 第一 | 公民館 |
| 西島村 | 第一 | 久成公會堂 |
| 大塊成村 | 第二 | 平順分教場 |
| | 第三 | 大塩役場 |
| 静川村 | 第一 | 静川村役場 |
| 原村 | 第一 | 八日市場公會堂 |
| | 第二 | 原村役場 |
| | 第三 | 飯富公會堂 |
| 曙村 | 第一 | 矢細工公民館 |
| | 第二 | 福原公民館 |
| | 第三 | 中山小学校 |
| | 第四 | 長沢望月勝詮方 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 五箇村 | 第一 | 五箇村役場 |
| | 第二 | 千須和本証寺 |
| 都川村 | 第一 | 都川小学校 |
| | 第二 | 都川村役場 |
| 三里村 | 第一 | 三里村役場 |
| | 第二 | 茂倉公會堂 |
| 西山村 | 第一 | 西山村役場 |
| | 第二 | 奈良田分教場 |
| 硯島村 | 第一 | 大島分教場 |
| | 第二 | 硯島村役場 |
| 本建村 | 第一 | 本建村役場 |
| 下山村 | 第一 | 下山村役場 |
| | 第二 | 本町小学校 |
| | 第三 | 粟倉分教場 |
| 身延町 | 第一 | 身延町役場 |
| | 第二 | 梅平小学校 |
| | 第三 | 第三区公會堂 |

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 身延町 | 第四 | 大野公會堂 |
| 豊岡村 | 第一 | 小田遠藤美草宅 |
| | 第二 | 双野本妙寺 |
| | 第三 | 大成三組共同集合所 |
| | 第四 | 相又下小学校 |
| | 第五 | 相又上公會堂 |
| | 第六 | 清子分教場 |
| | 第七 | 横光分教場 |
| 睦合村 | 第一 | 睦合村役場 |
| | 第二 | 本郷公會堂 |
| | 第三 | 成島公民館 |
| 富河村 | 第一 | 富河村役場 |
| | 第二 | 楢根分教場 |
| | 第三 | 徳間分教場 |
| 万沃村 | 第一 | 万沃村役場 |
| | 第二 | 陵草小学校 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

中巨摩郡

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 龍王村 | 第一 | 篠原役場 |
| | 第二 | 龍王本郷公会堂 |
| | 第三 | 篠原新開農協組合 |
| 玉幡村 | 第一 | 西八幡役場 |
| | 第二 | 〃下八幡公会堂 |
| | 第三 | 玉川玉川公会堂 |
| 敷島町 | 第一 | 境境公会堂 |
| | 第二 | 天狗沢清沢寺 |
| | 第三 | 大下條千野見宅 |
| | 第四 | 上島條敷島小学校 |
| 睦澤村 | 第一 | 亀沢役場 |
| | 第二 | 獅子平八中島喜宜宅 |
| 吉沢村 | 第一 | 吉沢吉沢小学校 |
| | 第二 | 〃吉沢中学校 |
| 清川村 | 第一 | 上福沢役場 |

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 清川村 | 才二 | 安寺安寺公会堂 |
| | 第三 | 下芦沢宝勝寺 |
| | 第一 | 三日市場東光寺 |
| 大諏訪 | 第二 | 大里大里役場 |
| | 第三 | 西下條公会堂 |
| 稲積村 | 第一 | 成島役場 |
| | 第二 | 〃林照寺 |
| 三町村 | 第一 | 下の原役場 |
| | 第二 | 一町畑広泰寺 |
| | 第三 | 下三條妙性寺 |
| 昭和村 | 第一 | 押越役場 |
| | 第二 | 西條農協組合 |
| | 第三 | 飯喰公會堂 |
| 田富村 | 第一 | 山之神公会堂 |
| | 第二 | 布施小井川農協組合 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 田富村 | 第三 | 市施設場 |
| | 第四 | 縣巻 忍農協組合 |
| 宮本村 | 第一 | 御岳宮本小學校 |
| | 第二 | 草薙沢 猪股壽正宅 |
| | 第三 | 黒平 黒平分教場 |
| 御影村 | 第一 | 六科 六科公会堂 |
| | 第二 | 野牛島 公会堂 |
| | 第三 | 上高砂 豊光院 |
| 田之岡村 | 第一 | 佐水 役場 |
| 源村 | 第一 | 役場 |
| | 第二 | 有野教水軒 |
| 飯野村 | 第一 | 飯野中學校 |
| | 第二 | 妙善寺 |
| 芦安村 | 第一 | 役場 |
| | 第二 | 上今井 公会堂 |
| 豊村 | 第二 | 吉田 役場 |
| 豊村 | 第三 | 十五所 公会堂 |
| | 第四 | 沢登 林鹿寺 |
| 百田村 | 第一 | 百々 藏福寺 |
| | 第二 | 上八田 長久寺 |
| 在家塚村 | 第一 | 西野 西野中学校 |
| | 第二 | 在家塚小学校 |
| | 第三 | 今諏訪 公会堂 |
| 三恩村 | 第一 | 鏡 役場 |
| | 第二 | 十日市場 公会堂 |
| 鏡中條村 | 第一 | 鏡中條養蚕實行組合 |
| | 第二 | 下今井 本覚寺 |
| 藤田村 | 第一 | 篠田 役場 |
| 小笠原町 | 第一 | 小笠原山寺 公会堂 |
| | 第二 | 小笠原 久成寺 |
| | 第三 | 小笠原 小學校 |
| | 第四 | 桃園 小学校 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 田富村 | 第三 | 市施役場 |
| | 第四 | 藤巻 恩農協組合 |
| 宮本村 | 第一 | 御岳宮本小學校 |
| | 第二 | 草薙沢 猪股壽正宅 |
| | 第三 | 黒平 黒平分教場 |
| 御影村 | 第一 | 六科 六科公会堂 |
| | 第二 | 野牛島 公会堂 |
| | 第三 | 上高砂 豊光院 |
| 田之岡村 | 第一 | 佐水 役場 |
| 源村 | 第一 | 役場 |
| | 第二 | 有野教水軒 |
| 飯野村 | 第一 | 飯野中學校 |
| | 第二 | 妙善寺 |
| 芦安村 | 第一 | 役場 |
| 豊村 | 第一 | 上今井 公会堂 |
| | 第二 | 吉田 役場 |
| 豊村 | 第三 | 十五所 公会堂 |
| | 第四 | 沢登 林應寺 |
| 白田村 | 第一 | 百々 藏福寺 |
| | 第二 | 上小田 長久寺 |
| 在家塚組 | 第一 | 西野 西野中学校 |
| | 第二 | 在家塚小学校 |
| | 第三 | 今諏訪 公会堂 |
| 三恵村 | 第一 | 鏡 役場 |
| | 第二 | 十日市場 公会堂 |
| 鏡中條村 | 第一 | 鏡中條養蚕實行組合 |
| | 第二 | 下今井 本覚寺 |
| 藤田村 | 第一 | 篠田 役場 |
| 小笠原町 | 第一 | 小笠原山寺 公会堂 |
| | 第二 | 小笠原 久成寺 |
| | 第三 | 小笠原 小學校 |
| | 第四 | 桃園 小学校 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 榊村 | 第一 | 上宮地榊小学校 |
| | 第二 | 高尾分教場 |
| | 第三 | 平岡公會堂 |
| | 第四 | 曲輪田公會堂 |
| 野之瀬村 | 第一 | 中野法久寺 |
| | 第二 | 野之瀬役場 |
| | 第三 | 下野之瀬宗林寺 |
| 落合村 | 第一 | 落合小学校 |
| 落合村 | 第二 | 湯伏本清寺 |
| 大井村 | 第一 | 江原金剛寺 |
| | 第二 | 鮎沢役場 |
| | 第三 | 大師役場 |
| 五明村 | 第一 | 西南湖報德館 |
| | 第二 | 清水八幡寺 |
| 南湖村 | 第一 | 東南湖公會堂 |
| | 第二 | 役場 |
| 平林村 | 第一 | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

北巨摩郡

| 所村名 | 投票区名 | 投票所ノ場所 |
|---|---|---|
| 登美村 | 第一 | 登美小学校 |
| | 第二 | 法泉寺 |
| 塩崎村 | 第一 | 白毫寺 |
| | 第二 | 塩崎村役場 |
| | 第三 | 金剛寺公会堂 |
| 穂坂村 | 第一 | 穂坂小学校 |
| | 第二 | 日之城東福院 |
| | 第三 | 上今井諏訪神社 |
| 韮崎町 | 第一 | 韮崎小学校 |
| | 第二 | 藏前寺 |
| | 第三 | 祖母石分教場 |
| 藤井村 | 第一 | 藤井小学校 |
| | 第二 | 坂井公会堂 |
| | 第三 | 南下條安昌寺 |
| 中田村 | 第一 | 中田小学校 |
| 所村 | 第二 | 恩昌寺 |
| | 第三 | 下昌寺 |
| 中田村 | 第一 | 穴山小学校 |
| | 第二 | 次第窪公会堂 |
| 穴山村 | 第一 | 小笠原村役場 |
| | 第二 | 下昌寺 |
| 小笠原村 | 第一 | 上手中学校 |
| | 第二 | 充円寺 |
| 上手村 | 第一 | 朝神村役場 |
| | 第二 | 公会堂 |
| 朝神村 | 第三 | 浅尾大福寺 |
| | 第四 | 柏尾原公会堂 |
| | 第五 | 穂足村役場 |
| 穂足村 | 第一 | 大藏公会堂 |
| | 第二 | 農業協同組合 |
| | 第三 | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 多麻村 | 第一 | 多麻村役場 |
| 若神子村 | 第一 | 若神子村役場 |
| | 第二 | 新町公会堂 |
| | 第三 | 中大平公会堂 |
| 江草村 | 第一 | 江草村役場 |
| | 第二 | 光厳寺 |
| | 第三 | 江草小学校 |
| | 第四 | 岩下小学校 |
| 増富村 | 第一 | 神戸共同作業所 |
| | 第二 | 比志小学校 |
| | 第三 | 富里分教場 |
| | 第四 | 豊里分教場 |
| 津金村 | 第一 | 津金村役場 |
| 清里村 | 第一 | 清里村役場 |
| | 第二 | 分教場 |
| 安都玉村 | 第一 | 南部公会堂 |
| | 第二 | 長坂分教場 |

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 安都那村 | 第一 | 農業協同組合 |
| | 第二 | 伊勢神社 |
| 塩見村 | 第一 | 農業協同組合 |
| | 第二 | 中藏原公会堂 |
| | 第三 | 小池広徳寺 |
| | 第一 | 下黒沢公会堂 |
| 甲村 | 第二 | 甲村役場 |
| | 第三 | 五丁田公会堂 |
| 秋田村 | 第一 | 秋田村役場 |
| | 第二 | 下村四組公会堂 |
| 日野春村 | 第一 | 日野春村役場 |
| | 第二 | 法華寺公会堂 |
| | 第三 | 富岡公会堂 |
| | 第四 | 長坂商等学校 |
| 大泉村 | 第一 | 西井出分教場 |
| | 第二 | 谷戸組事務所 |
| | 第三 | 西井出恩賜林事務所 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 小泉村 | 第一 | 小泉村分教場 |
| | 第二 | 大井ケ林公会堂 |
| | 第三 | 小荒間分教場 |
| 篠尾村 | 第一 | 篠尾小学校 |
| | 第二 | 松間東照寺 |
| 清春村 | 第一 | 清春小学校 |
| 小淵澤村 | 第一 | 小淵澤村役場 |
| | 第二 | 小根公会堂 |
| | 第三 | 本町公会堂 |
| 風祭村 | 第一 | 風祭小学校 |
| | 第二 | 大武川分教場 |
| | 第三 | 鳥原耕地公会所 |
| 菅原村 | 第一 | 竹宇去金寺 |
| | 第二 | 前澤公会堂 |
| | 第三 | 菅原村公会堂 |
| 駒城村 | 第一 | 駒城村役場 |
| 駒城村 | 第二 | 柳澤公会堂 |
| 武川村 | 第一 | 武川村役場 |
| | 第二 | 下三吹公会堂 |
| 円野村 | 第一 | 円野村役場 |
| 清哲村 | 第一 | 清哲村小学校 |
| 神山村 | 第一 | 神山村役場 |
| | 第二 | 鍋山公会堂 |
| 飯村 | 第一 | 甘利小学校 |
| | 第二 | 南割公会堂 |
| 大草村 | 第一 | 大草小学校 |
| | 第二 | 若尾公会堂 |
| 龍岡村 | 第一 | 龍岡村役場 |
| | 第二 | 法伝寺 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

南都留郡

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 谷村町 | 第一 | 上町南高等学校 |
| | 第二 | 新町第一小学校 |
| | 第三 | 横町小俣製麦 |
| | 第四 | 宮原第二小学校 |
| | 第五 | 第三小学校 |
| 宝村 | 第一 | 中津森役場 |
| | 第二 | 平栗平栗小学校 |
| | 第三 | 鉱山御座石分教場 |
| 木生村 | 第一 | 役場 |
| | 第二 | 小形山尾縣國民學校 |
| | 第三 | 豊倉旧田倉國民学校 |
| 盛里村 | 第一 | 響縄小学校 |
| | 第二 | 役場 |
| 秋山村 | 第一 | 役場 |
| | 第二 | 濱沢小学校 |

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 秋山村 | 第三 | 栗谷小学校 |
| | 第四 | 桜井小学校 |
| | 第五 | 安寺沢小学校 |
| 道志村 | 第一 | 月夜野分教場 |
| | 第二 | 久保分教場 |
| | 第三 | 笠本役場 |
| | 第四 | 唐沢分教場 |
| | 第五 | 板橋善之木分教場 |
| 東桂村 | 第一 | 役場 |
| | 第二 | 上吉市場青年会館 |
| | 第三 | 鹿留青年会館 |
| | 第四 | 境青年会館 |
| 西桂村 | 第一 | 小沼役場 |
| | 第二 | 下暮地青年会館 |
| | 第三 | 倉見青年会館 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 西桂村 | 第四 | 上暮地新屋青年会館 |
| 下吉田町 | 第一 | 新町下第一小学校 |
| | 第二 | 泉町 役場 |
| | 第三 | 新町下第一小学校 |
| | 第四 | 新町中五麓高等学校 |
| | 第五 | 新町下第一小学校 |
| 明見町 | 第一 | 大明見 公会堂 |
| | 第二 | 小明見 役場 |
| | 第三 | 〃 古屋公会堂 |
| 忍野村 | 第一 | 内野 青年會館 |
| | 第二 | 忍草 青年會館 |
| 中野村 | 第一 | 平野公民館 |
| | 第二 | 平野役場 |
| | 第三 | 山中 小学校 |
| | 第四 | 平野山麓電鉄出張所 |
| 富士吉田町 | 第一 | 上吉田 役場 |
| 富士吉田町 | 第二 | 上吉田 新屋公民館 |
| | 第三 | 〃 松山青年会 |
| 船津村 | 第一 | 船津役場 |
| | 第二 | 浅川青年公館 |
| 小立村 | 第一 | 役場 |
| 勝山村 | 第一 | 役場 |
| 大嵐村 | 第一 | 役場 |
| 鳴沢村 | 第一 | 役場 |
| | 第二 | 大田和区事務所 |
| 西浜村 | 第一 | 長浜役場 |
| | 第二 | 西湖 渡辺亮 |
| | 第三 | 根場 分校 |
| 大石村 | 第一 | 役場 |
| 河口村 | 第一 | 河口小学校 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

北郡留郡

| 町村名 | 投票区名 | 投票所の場所 |
|---|---|---|
| 笹子村 | 第一 | 白野青年会場 |
| | 第二 | 原青年会場 |
| | 第三 | 笹子村役場 |
| | 第四 | 黒野田青年会場 |
| | 第五 | 追分青年会場 |
| 初狩村 | 第一 | 第一警防会館 |
| | 第二 | 旧信甲組合 |
| | 第三 | 神戸青年会館 |
| 八月町 | 第一 | 大月東小學校 |
| | 第二 | 郡留茅ニ高等學校 |
| | 第三 | 旧青年學校 |
| | 第四 | 眞木西小學校 |
| | 第五 | 眞木間明野分教場 |
| 賑岡村 | 第一 | 浅利小學校 |
| | 第二 | 強瀬小學校 |
| 賑岡村 | 第三 | 畑倉小學校 |
| 七保村 | 第一 | 下利田小學校 |
| | 第二 | 七保村役場 |
| | 第三 | 瀬戸小學校 |
| | 第四 | 浅川小學校 |
| | 第五 | 上和田分教場 |
| | 第六 | 浅川小學校 |
| 猿橋町 | 第一 | 猿橋小學校 |
| | 第二 | 藤崎分教場 |
| | 第三 | 小沢分教場 |
| 富浜村 | 第一 | 富浜村役場 |
| | 第二 | 公民館分館 |
| | 第三 | 宮谷小學校 |
| | 第四 | 榮眞公会堂 |
| 梁川村 | 第一 | 綱ノ上梁川村役場 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

| 町村名 | 投票区名 | 投票所ノ場所 |
|---|---|---|
| 梁川村 | 第二 | 塩瀬久島和親方 |
| | 第三 | 立野上條英太郎方 |
| 大目村 | 第一 | 大目村役場 |
| | 第二 | 大野大目小學校 |
| | 第三 | 大目宝勝寺 |
| 甲東村 | 第一 | 桑久保甲東小學校 |
| | 第二 | 和見和見分教場 |
| 巖村 | 第一 | 西方津巖村役場 |
| | 第二 | 八ツ沢沢松小學校 |
| | 第三 | 西方津小學校 |
| 大鶴村 | 第一 | 大鶴小李校 |
| | 第二 | 大刑昌野尾形太一郎方 |
| 島田村 | 第一 | 島田小學校 |
| | 第二 | 田之八分教場 |
| 上野原町 | 第一 | 新町青年会館 |
| | 第二 | 山梨織物上ノ原営業所 |
| | 第三 | 上ノ原小李校 |
| 上野原町 | 第四 | 上野原町役場 |
| | 第五 | 第三部消防会館 |
| | 第六 | 裏山青年会館 |
| 棡原村 | 第一 | 尾續分教場 |
| | 第二 | 中戸分教場 |
| | 第三 | 棡原村役場 |
| | 第四 | 沢渡分教場 |
| 西原村 | 第一 | 西原小學校 |
| | 第二 | 六分寺分教場 |
| 小菅村 | 第一 | 川久保小菅村役場 |
| | 第二 | 白沢分教場 |
| 丹波山村 | 第一 | 丹波山村役場 |
| | 第二 | 鴨澤小李校 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 投票所一覽表

(地方課用)

| 郡 | 町村名 | | |
|---|---|---|---|
| 東山梨郡 | 岡部 | 三 | |
| | 春日居 | 三 | |
| | 山梨 | 二 | |
| | 八幡 | 三 | |
| | 岩手 | 一 | |
| | 西保 | 三 | |
| | 中牧 | 三 | |
| | 諏訪 | 四 | |
| | 三富 | 四 | |
| | 松里 | 三 | |
| | 日下部 | 二 | |
| | 後屋敷 | 一 | |
| | 加納岩 | 五 | |
| | 日川 | 三 | |
| | 勝沼 | 三 | |
| | 大和 | 三 | |
| | 菱山 | 一 | |
| | 東雲 | 四 | |
| | 奥野田 | 二 | |
| | 塩山 | 六 | |
| | 大藤 | 二 | |
| | 神金 | 四 | |
| | 玉宮 | 二 | |
| | 合計 | 六七 | 六七 |
| 西山梨郡 | 山城・住吉 | 三 | |
| | 御所 | 一 | |
| | 富士見 | 一 | |
| | 境川 | 四 | |
| | 柏 | 二 | |
| | 芦川 | 三 | |
| | 右左口 | 一 | |
| | 豊富 | 三 | |
| | 合計 | 四五 | 四四 |
| 西八代郡 | 上九一色 | 四 | |
| | 下九一色 | 三 | |
| | 大塚 | 二 | |
| | 上野 | 二 | |
| | 市川大門 | 四 | |
| | 高田 | 一 | |
| | 大同 | 五 | |
| | 山保 | 五 | |
| | 落居 | 二 | |
| | 岩間 | 一 | |
| | 楠甫 | 一 | |
| | 宮原・葛籠澤・鴨狩津向 | 二 | |
| | 久那土 | 三 | |
| | 古關 | 四 | |
| | 富里 | 六 | |
| | 共和 | 三 | |
| | 大河内 | 五 | |
| | 榮 | 五 | |
| | 下山 | 三 | |
| | 身延 | 四 | |
| | 豊岡 | 七 | |
| | 睦合 | 三 | |
| | 富河 | 三 | |
| | 萬澤 | 二 | |
| | 合計 | 六一 | 六一 |
| 中巨摩郡 | 龍王 | 三 | |
| | 玉幡 | 三 | |
| | 敷島 | 四 | |
| | 睦澤 | 二 | |
| | 吉澤 | 二 | |
| | 清川 | 三 | |
| | 大鎌田・二川 | 三 | |
| | 稲積 | 二 | |
| | 三町 | 三 | |
| | 昭和 | 三 | |
| | 田富 | 四 | |
| | 宮本 | 三 | |
| | 御影 | 三 | |
| | 田之岡 | 一 | |
| | 源 | 二 | |
| | 飯野 | 二 | |
| | 芦安 | 一 | |
| | 百田 | 二 | |
| | 豊 | 四 | |
| | 在家塚 | | |
| | 穂坂 | 三 | |
| | 韮崎 | 三 | |
| | 藤井 | 三 | |
| | 中田 | 三 | |
| | 穴山 | 二 | |
| | 小笠原 | 二 | |
| | 上手 | 一 | |
| | 朝神 | 五 | 三 |
| | 穂足 | 三 | |
| | 多麻 | 一 | 三 |
| | 若神子 | 三 | |
| | 江草 | 四 | |
| | 増富 | 四 | |
| | 津金 | 一 | |
| | 清里 | 二 | |
| | 安都玉 | 二 | |
| | 安都那 | 二 | |
| | 熱見 | 三 | |
| | 甲 | 三 | |
| | 秋田 | 二 | |
| | 日野春 | 四 | |
| | 大泉 | 三 | |
| | 小泉 | 三 | |
| | 篠尾 | 二 | |
| | 清春 | 一 | |
| | 小淵澤 | 三 | |
| | 鳳來 | 三 | |
| | 菅原 | 三 | |
| | 駒城 | 二 | |
| | 武川 | 二 | |
| | 明見 | 三 | |
| | 忍野 | 二 | |
| | 中野 | 四 | |
| | 富士上吉田 | 三 | |
| | 船津 | 二 | |
| | 小立 | 一 | |
| | 勝山 | 一 | |
| | 大嵐 | 一 | |
| | 鳴澤 | 二 | |
| | 西濱 | 三 | |
| | 大石 | 一 | |
| | 河口 | 一 | |
| | 合計 | 六〇 | 六〇 |
| 北都留郡 | 笹子 | 五 | |
| | 初狩 | 三 | |
| | 大月 | 五 | |
| | 賑岡 | 三 | |
| | 七保 | 六 | 四 |
| | 猿橋 | 三 | |
| | 富濱 | 四 | 三 |
| | 大目 | 三 | |
| | 梁川 | 三 | |
| | 甲東 | 二 | |
| | 巖 | 三 | |
| | 大鶴 | 二 | |
| | 島田 | 二 | |
| | 上野原 | 六 | |
| | 棡原 | 四 | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 一覧表

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大和 | 三 | 山保 | 五 |
| 菱山 | 一 | 落居 | 二 |
| 東雲 | 四 | 岩間 | 一 |
| 奥野田 | 二 | 楠甫 | 一 |
| 塩山 | 六 | 宮原 | |
| 大藤 | 二 | 葛籠澤 | 二 |
| 神金 | 四 | 鴨狩津向 | |
| 玉宮 | 二 | 久那土 | 三 |
| | | 古關 | 四 |
| 合計 | 六七 | 富里 | 六 |
| 西山梨郡 | | 共和 | 三 |
| 山城 | | 大河内 | 五 |
| 住吉 | 三 | 榮 | 五 |
| 朝井 | | | |
| 玉諸 | 二 | 合計 | 五八 |
| 甲運 | 四 | 南巨摩郡 | |
| 千代田 | 三 | 増穂 | 四 |
| 能泉 | 二 | 穂積 | 三 |
| | | 鰍澤 | 五 |
| 合計 | 一四 | 五開 | 四 |
| 東八代郡 | | 西島 | 一 |
| 石和 | 三 | 大須成 | 三 |
| 英 | 一 | 静川 | 一 |
| 錦生 | 四 | 原 | 三 |
| 一宮 | 四 | 曙 | 四 |
| 相興 | 一 | 五箇 | 二 |
| 祝 | 二 | 都川 | 二 |
| 淺間 | 三 | 三里 | 二 |
| 黒駒 | 四 | 西山 | 二 |
| 花鳥 | 二 | 硯島 | 二 |
| 八代 | 五 | 本建 | 一 |
| | | 塩崎 | 三 |
| | | 登美 | 二 |
| | | 北巨摩郡 | |
| | | 合計 | 七九 |
| | | 稲積 | 二 |
| | | 三町 | 三 |
| | | 昭和 | 三 |
| | | 田富 | 四 |
| | | 宮本 | 三 |
| | | 御影 | 三 |
| | | 田之岡 | 一 |
| | | 源 | 二 |
| | | 飯野 | 三 |
| | | 芦安 | 一 |
| | | 百田 | 二 |
| | | 豊 | 四 |
| | | 在家塚 | |
| | | 西野 | 三 |
| | | 今諏訪 | |
| | | 三恵 | |
| | | 鏡中條 | 二 |
| | | 藤田 | 一 |
| | | 小笠原 | 四 |
| | | 榊 | 四 |
| | | 野之瀬 | 三 |
| | | 落合 | 二 |
| | | 大井 | 二 |
| | | 大明 | 二 |
| | | 南湖 | 二 |
| | | 平林 | 一 |
| | | 合計 | 七九 |
| | | 熱見 | 二 |
| | | 甲 | 三 |
| | | 秋田 | 二 |
| | | 日野春 | 四 |
| | | 大泉 | 三 |
| | | 小泉 | 三 |
| | | 篠尾 | 二 |
| | | 清春 | 一 |
| | | 小淵澤 | 三 |
| | | 鳳來 | 三 |
| | | 菅原 | 三 |
| | | 駒城 | 二 |
| | | 武川 | 二 |
| | | 圓野 | 一 |
| | | 清哲 | 一 |
| | | 神山 | 二 |
| | | 旭 | 二 |
| | | 大草 | 二 |
| | | 龍岡 | 二 |
| | | 合計 | 九三 |
| | | 南都留郡 | |
| | | 谷村 | 五 |
| | | 寶 | 三 |
| | | 禾生 | 三 |
| | | 盛里 | 二 |
| | | 秋山 | 五 |
| | | 道志 | 五 |
| | | 東桂 | 四 |
| | | 西桂 | 四 |
| | | 下吉田 | 五 |
| | | 大月 | 五 |
| | | 賑岡 | 三 |
| | | 七保 | 六 |
| | | 猿橋 | 三 |
| | | 富濱 | 四 |
| | | 大目 | 三 |
| | | 梁川 | 三 |
| | | 甲東 | 二 |
| | | 巖 | 三 |
| | | 大鶴 | 二 |
| | | 島田 | 二 |
| | | 上野原 | 六 |
| | | 櫚原 | 四 |
| | | 西原 | 二 |
| | | 小管 | 二 |
| | | 丹波山 | 二 |
| | | 合計 | 六〇 |
| | | 甲府市 | 二一 |
| | | 總計 | 五五八 |
| | | 備考 | 五五三 |
| | | 市數 | 一 |
| | | 町數 | 九 |
| | | 村數 | 一八〇 |
| | | 市役所役場數 | 一九三 |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Candidates Platform. #2

◀昭和二十五年六月

# 參議院地方選出議

## 山梨縣選擧管理

日本社會党公認候補

## 丸山三郎（マルヤマサブロー）

50

**經歷**

一、中央大學法科卒
一、前農協組敎育利用連会長
一、農業復興会議会長
一、ユネスコ山梨協力会副会長
一、前縣會議員
一、前山梨縣議會文敎部委員長
一、日本社會党山梨縣連書記長
選擧斗爭スローガン
一、吉田反動内閣打倒
一、平和と中立の堅持、全面講和の促進、軍事

**基地化反対**

一、社會保障、失業対策の全面的確立
一、職業の安定と完全雇傭
一、民間企業の賃下げ勞働條件の切下げ反対
一、公務員給與ベースの引上げとデフレ政策の打破
一、中小企業及び農業所得税の徹底的輕減
一、地方税絶対反対
一、農地改革の逆もどり反対
一、再生産を償う米價
一、肥料七割値上げ絶対反対
一、農業協同組合の民主的改組と國家扶助
一、思想、良心、學問の自由、基本的敎育權の確立

日本共産党公認

## 雪江（ユキエ）

（当四十三才）

參議院地方區候補

## 雪雪（ユキユキ）

**私がやりたいこと**

一、ポツタム宣言にもとづく全面講和をむすび、早く占領軍に歸つてもらう。
二、戰爭はいやだ、苦しい生活と軍事基地化に反対、平和をまもる世界の人民と手をつなぐ
三、平和産業を限りなくもりたて、ソ同盟・中國・朝鮮などとも貿易をすゝめる
四、戰爭の準備をする國家豫算や、重い税金に反対、エロ、グロ文化をやめて、マジメなものが損をしない社會をつくる
五、國を賣る吉田内閣をたおし、獨立をとりもどす民主人民政府をたてる

ビンボウな百姓の家にうまれ、人の情によつて東洋大學印度哲學科を卒業したが、世の中が曲つているので、これをなおすために昭和六年、日本共産党に入りたたかつた。いま山梨縣委員である。

自由党公認

## 柳本光三（やなぎもとみつぞう）

五十二歳

韮崎町出身　甲府商業學校卒業
横濱貿易商に入社　其後樺太に渡り　穴水要七氏と
木材業を營みこれを弟に讓り　京に進出
柳本ブラザー商會を設立　現在は　東京タイヤー販

**（主張）**

一、講和問題、経濟安定施策その他に於て日本再建の方途は自由党の政策を強力に実施するより外はない
一、三十年の経濟人生活で得た体驗を政治に活かし以て日本の経濟復興に全力を振いたい
一、生粹の甲州人として　山梨開發　協議会を通じ鄉土の開發に盡力したい
一、中小企業の　不振を打開する爲　強力なる保護育成の諸施策を講ずる
一、生活不安定の除去　國民負擔の輕減　失業

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

# 五年六月四日執行 ▶ 選挙出議員選挙公報

## 選挙管理委員會

### 柳本光三（やなぎもとみつぞう）

五十二歳

韮崎町出身　甲府商業學校卒業
横濱貿易商に入社　其後樺太に渡り穴水要七氏と木材業を營みゝれを弟に讓り、京に進出
柳本ブラザー商會を設立　現在は東京タイヤー販賣株式會社長外五會社々長

一、講和問題、經濟安定施策その他に於て日本再建の方途は自由党の政策を強力に実施するより外はない
一、三十年の經濟人生活で得た体驗を政治に活かし以て日本の經濟復興に全力を振いたい
一、生粹の甲州人として山梨開發協議会を通じ鄉土の開發に盡力したい
一、中小企業の不振を打開する爲強力なる保護育成の諸施策を講ずる
一、生活不安定の除去　國民負擔の輕減　失業対策事業の擴充　社会保障制度の確立を圖る

### 中村邦保（なかむらくにやす）

当五十七年

東山梨郡東雲村綿塚二〇三番地

昭和十三年迄居村農業に從事していたが、同年四月一日縣會議員選擧に打つて出でて当選し、同二十一年三月まで連續二期を縣會につとめ、其間副議長のにありて縣政に盡粹、同十六年峽東貨物株式会社々長及び東山梨通運株式会社会長の職に就き現在に至つているが、昭和二十四年十月山梨縣選擧管理委員に当選　同委　長代理をつとめたが此度　立候補するに際して辭職。立候に当つては、

一、沒落の危機に立つ中小企業、農漁者、勤勞者の中堅國民層を援護育成し、均齊なる國民經濟機構を確立する。
二、應汎なる　社會保障制度を樹立して國民生活の安定をはかる。

### 平林太一（ヒラバヤシタイチ）

53

昭和十年山梨縣會議　当選以來十六年間在職參事會員就任四回、縣政の爲共驚鈍を盡す。
同十七年、非推薦にて衆議院議員選擧に立候、当局の彈壓　闘ふ。
同二十二年民主自由党山梨縣支部政務調査会長就任、治水治山政策、教育の振興に努力す。
同年、民主自由黨山梨縣支部幹事長就任。
同廿三年、縣會副議長当選
同廿四年、山梨縣會議長当選、特に中央政府と緊密なる連絡をとり縣政の伸張に全幅の努力を致す。同年、中央線電化、國鉄甲府乘入促進期成同盟會長就任、其実現に邁進しつつあり。
現在自由党山梨縣總務、南巨摩郡支部長、甲府市支部長。

昭和二十五年五月四日現在

政治信條

一、私は政治が金力と權力に支配される事を絶対排撃する。
一、憲法の精神に從い山梨縣等地方自治の發展に努める。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



1. To make strong protective policy to break deadlock of medium and small enterprises.
1. To take away uneasy people's living condition, to lighten the people's heavy burden, to enlarge policies for unemployment and to set up system for social security

HIRABAYASHI, Taichi
No Party
age 53

1. strongly oppose to politics governed by by money and power.
1. To try to promote local aritonomy of Yamanashi Prefecture in accordance with Constitutional spirit.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

MARUYAMA, Saburo
Social Party age 50

1. To break down antireactionary Yoshida Cabinet.
1. To adhere peace and neutrality, to promote overall peace treaty, to oppose establishment of military base.
1. To set up policy for social security and unemployment.
1. Stabilization of profession and complete employment.
1. To oppose the reduction of wage of private enterprises and labor condition.
1. Absolute reduction of income tax for medium and small enterprises and agriculture.
1. Absolutely oppose to Local Tax.
1. To oppose execution of Land Reform Law.
1. Price of rice to cover reproductions.
1. Absolutely oppose to 70% raise of fertilizer.
1. Democratic reform and national help for Agricultural Cooperative Union!
1. To establish freedom of idea, conscience, and learning and fundamental educational right.

---

YUKIE, Yuki
Communist Party age 43

1. To conclude overall peace treaty in accordance

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

with Posdam Declaration and require early withdrawal of Occupation Forces.

1. War and austerity of living to be avoided and establishment of Military base to be opposed cooperation with world wide nation who keep peace to be required.

1. To help peaceful industry and to promote foreign trade with USSR, Red China and Korea.

1. To oppose to national budget to provide war and heavy taxes.

1. To break down Toshida Cabinet which betrays people and to set up democratic people's government.

NAKAMURA, Kuniyasu
Democratic Party age 57

1. To protect and helps medium and small enterprises who stand in crisis, agriculture and fishing trade, and laborers
To set up well balanced national economic structure.
To make effort to stabilize peoples living by setting up broad social security system.

YANAGIMOTO, Mitsuzo
Liberal Party age 52

1. To reconstruct new Japan, strengthen the present Cabinet policy for peace treaty and economic stabilization.

1. To make good effort based on his 30 years experience as a man of economic circle.

1. To make effort for the developement of his native Yamanashi Prefecture through Prefecture Developement Council.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

#3

Practical Suggestion for Election Campaign

参議院議員選擧啓蒙運動實施要項

1、自動車遊説

自動車遊説班を組織して、選擧一週間前より選擧当日迄縣下各地を巡廻、啓蒙宣傳を行う

尚この際紙芝居を併用する

2、移動展覽會の開催

新憲法下三年の歩み、参議院、公職選擧法等について最も平易に約二十枚を以て解説し、移動式、街頭展覽會を行う

3、スライドの上映

選擧一週間前より縣下の主なる映画館において、スライドによる啓蒙を行う

4、街頭放送

KBH.FHKに依頼して街頭放送を行う

5、鉄道放送

山梨縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013



會を行う

3、スライドの上映
選擧一週間前より縣下の主なる映画館においてスライドによる啓蒙を行う

4、街頭放送
KBH.FHKに依頼して街頭放送を行う

5、鉄道放送
資料を提供して縣下鉄道各驛及び停留場において啓蒙放送を行う

6、ローカル放送
甲府放送局に依頼して、適宜啓蒙放送を行う

7、自動車宣傳ビラ
トラック、バスその他の自動車の車体に啓蒙用のビラをはる

山梨縣

(溫故堂納)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

8. スピーカーやまなし
五月十五日号に啓蒙記事を掲載する

9、各學校における啓蒙
小中學校において、作文、図画、書き方、講話等によって
児童、生徒を通じて啓蒙を行う

10 投票優秀町村の表彰
投票率優秀の町村を表彰する

11 電光ニュース

山梨縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

8. スピーカーやまなし
五月十五日号に啓蒙記事を掲載する

9. 各學校における啓蒙
小中學校において、作文、図画、書き方、講話等によって
児童、生徒を通じて啓蒙を行う

10 投票優秀町村の表彰
投票率優秀の町村を表彰する

11 電光ニュース